

令和5年第4回東大和市議会定例会会議録第24号

令和5年12月4日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	森田博之君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正義君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

5番 早川美穂君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（29名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	関田孝志君
市民環境部長	木村西君	子ども未来部長	志村明子君
地域福祉部長	伊野宮崇君	健幸いきいき部長	川口荘一君
まちづくり部長	金子秀之君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	総務管財課長	関根崇君
産業振興課長	井上昌弘君	子育て支援課長	原里美君

保 育 課 長 石 川 正 憲 君
健康推進課長 幸 村 有 紀 君
まちづくり推進
担 当 課 長 梅 山 直 人 君
道 路 交 通 課 長 一 ツ 木 正 美 君
学 校 施 設 更 新 等
担 当 課 長 中 橋 健 君
指 導 担 当 課 長 菅 野 恭 子 君
生 涯 学 習 課 長 岩 野 秀 夫 君

福 祉 推 進 課 長 山 田 茂 人 君
都 市 づ くり 課 長 稲 毛 秀 憲 君
土 木 公 園 課 長 廣 瀬 裕 君
教 育 総 務 課 長 斎 藤 謙 二 郎 君
新 校 開 設
担 当 課 長 大 野 祐 司 君
青 少 年 課 長 石 川 博 隆 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（大后治雄君） ただいまから本日の会議を開きます。

○副議長（大后治雄君） ここで、欠席の届出について報告いたします。

早川美穂議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

日程第1 一般質問

○副議長（大后治雄君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 二宮由子君

○副議長（大后治雄君） 通告順に従い、1番、二宮由子議員を指名いたします。

〔1番 二宮由子君 登壇〕

○1番（二宮由子君） おはようございます。

議席番号1番、立憲国民クラブ、二宮由子です。通告に従いまして、令和5年第4回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

近年、全国各地で地震や台風に加え、線状降水帯による集中豪雨など自然災害の発生が増え、甚大な被害に見舞われており、また今年は大正12年——1923年9月1日に発生した関東大震災から100年の節目に当たることから、防災に対する関心がより一層高まっております。

これまでも、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や、2011年3月11日に発生した東日本大震災の教訓として、災害発生直後での行政対応、公助の限界と、地域コミュニティにおける相互の助け合い、共助の重要性が認識されました。

国においては、2013年に災害対策基本法の改正を行い、避難行動要支援者名簿の作成を市区町村の基礎自治体に義務づけ、情報を関係者で共有し、活用することを促しました。しかしながら、その後も風水害の発生のたびに、高齢者等支援が必要な方々に犠牲者が多く出たことから、2021年の改正では、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を市区町村の各自治体に努力義務化するなど、具体的な避難行動計画を作成する過程で、地域の方々と障害者、高齢者、福祉関係者、行政などが連携を深め、地域の仕組みをつくりながら、地域防災力の向上につなげる取組を進めております。

しかしながら、超高齢社会の到来や地域コミュニティの多様化による関係の希薄化、また個人化の浸透に伴う地域活動に関心のない無関心層の増加などにより地域コミュニティが弱体化し、地域の防災活動の担い手不足が顕在化され、地区防災計画の策定や自主防災組織の維持、活動の活性化など、地域での取組が困難な状況となっています。

そこで、当市でも取り組んでいる安全・安心のまちづくりを進めるためにも、より多くの方々が主体的に防災活動に関わりやすい環境を整備し、誰一人取り残さず、最後の一人まで命と暮らしを守るインクルーシブ防災に基づいた、皆で支え合う地域づくりの推進が重要ではないかと考えました。

そこでお伺いいたします。

第1に、インクルーシブ防災について。

ア、現状及び対応は。

イ、避難行動要支援者の把握及び支援対策は。

ウ、避難所のバリアフリー化等の環境整備は。

エ、避難所での必要な配慮は。

オ、福祉避難所の整備は。

カ、自主防災組織の役割及び活動状況の把握は。

キ、今後の課題は等をお聞かせいただきたく、お伺いをいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

〔1 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、インクルーシブ防災についての現状及び対応についてであります。インクルーシブ防災とは、平成27年の仙台市で開催された第3回国連防災会議をきっかけとして広まり、災害時においても高齢者や障害者を含めて、誰もが安全に避難し、避難先で安心して過ごせることを目指すものであります。

災害時には、高齢者や障害者、妊産婦等の要配慮者への配慮や支援がより一層必要となることから、平時から要配慮者への個別支援計画の作成、避難所の環境改善、地域における防災訓練の実践が有効であると考えており、市ではその取組を進めているところであります。

次に、避難行動要支援者の把握及び支援対策についてであります。災害時の避難行動に支援を要する方につきましては、避難行動要支援者名簿に登録していただくことにより、市及び関係機関で把握することができるようになっております。

支援対策につきましては、名簿登録者に係る個別避難計画の作成を、名簿提供の協定を締結している地域の自治会等に従前から依頼しているところであります。

次に、避難所のバリアフリー化等の環境整備についてであります。避難所として指定する施設のうち、市民センターや公民館につきましては、バリアフリースイール、エレベーターの設置、出入口の段差解消等がされております。

小・中学校の体育館におきましては、中学校2校でバリアフリースイールの整備、出入口の段差解消が済んでおります。

次に、避難所での必要な配慮についてであります。避難所では、要配慮者の生活支援を行うことができる人材の確保や、配慮を受けながらも要配慮者が自立して生活できるような専用スペースの確保等が必要になります。行政のみの取組で対応できるものにはできる限り対応してまいりたいと考えておりますが、人材の確保など、関係団体や市民の皆様の御協力が必要なものに関しては、御理解、御協力をいただけるような働きかけをより一層行う必要があると考えております。

次に、福祉避難所の整備についてであります。現在市では、市内の福祉事業者や保育事業者等に加えて、16の法人と合計34の施設において、災害発生時における福祉避難所の開設等に関する協定を締結しているところであります。

次に、自主防災組織の役割及び活動状況についてであります。自主防災組織は、いつ起こるか分からない

災害に備え、地域における自助・共助の取組を平常時から推進していく重要な役割を担っているものと認識しております。

また、自主防災組織の活動状況につきましては、防災訓練などの活動に際し、市に訓練届を提出いただくよう市の公式ホームページや窓口において周知しており、その届出から個々の組織の活動状況を把握しております。

次に、今後の課題についてであります。近年では、以前よりも近隣や地域のつながりが弱くなっていることから、地域における要配慮者への支援者の確保や災害時における安否確認の適切な実施、視覚や聴覚に障害がある方との適切なコミュニケーション等が課題であると考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○1番（二宮由子君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、インクルーシブ防災についての現状及び対応は、についてです。

私、今回インクルーシブ防災について質問するに当たり、当市の地域防災計画や防災に関する様々な支援マニュアルを確認させていただいたところ、残念ながらインクルーシブ防災という言葉で表現されているものを確認できませんでした。

もちろん、インクルーシブ防災の基本でもある誰も取り残さない取組というのは、既に防災計画や各種支援マニュアルに示され、取組が進んでいるのは承知しておりますが、平成27年の第3回国連防災会議をきっかけとして広まったとの御答弁のインクルーシブ防災のきっかけとなった会議から既に8年経過しているのに、残念ながら当市ではインクルーシブ防災が全く広まっておりませんので、ぜひともこれを機会に、SDGsの理念でもある誰一人取り残さないを基本としたインクルーシブ防災の取組を市民の方々に知っていただくために、SNSなどを活用し発信していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 東大和市地域防災計画では、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。誰も取り残さないインクルーシブ防災についても含まれているものと考えてございます。

今後その取組についてどのような方法で周知していくことが効果的であるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 当市でも、誰も取り残さないインクルーシブ防災について様々取り組んでいるのは十分承知しておりますが、市民の皆様には伝わっていないのではないかとこのように思います。

そこで、インクルーシブ防災という言葉で文字で表現し、当市で既に取り組んでいるインクルーシブ教育などのように、市民の皆様にも広く伝わるよう、効果的な周知方法で防災意識が高まる取組を進めていただきたくお願いいたします。

対応についてですけれども、要配慮者への配慮や支援の取組が進められているとの御答弁でした。

そこで、高齢者、女性や子供、またアレルギー疾患の子供たち、また視覚・聴覚に障害を持った方、発達障害の方、日本語の話せない外国人の方など、外見だけでは支援が必要かどうか分からない方々が市内にはたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

そこで、このように外見では分からない災害時要配慮者の方が地域のどこに存在し、支援を必要としているか否かの確認を現状どのように行われているのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 災害時に支援を必要とする方につきましては、避難行動要支援者名簿の登録申請に基づきまして、市が作成している名簿により把握しております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今御答弁にありました名簿により把握されてるということですがけれども、誰一人取り残さず、最後の一人まで命と暮らしを守るために支え合うインクルーシブ防災を進めるには、要配慮者がどこに何人いるのか、災害時にはどのように避難すれば安全か、情報はどのように共有されるかなどの御答弁の登録申請に基づき作成された名簿を活用して、市と当事者と地域が日常的に相互交流を図り、支援体制を構築し、避難訓練の実施等で課題を確認することだと思っています。

そこで、今後市民の方々がインクルーシブ防災に興味を持っていただき、誰も取り残されることない防災に御協力いただけるよう、市としてどのような取組が考えられるのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 自治会などの地域と連携し、自治会等を通じて要配慮者を把握することは有効であると考えてございます。現実的に、災害発生直後など、一刻を争う状況では、行政による支援が間に合わず、地域の主体的な対応が最も有効であることが過去の災害の教訓から明らかになってございます。

このことから、近年の大規模災害では犠牲者の多くが迅速に避難することが困難な高齢者や障害者などであること、地域ぐるみで要配慮者に対してサポートする仕組みの構築が大変重要であることを市報や市の訓練など、有効な手段を活用して伝達していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 要配慮者の把握が有効であるとの御答弁でしたので、次の避難行動要支援者の把握及び支援対策は、について伺います。

避難行動要支援者の把握については、名簿に登録し把握されてるとの御答弁でした。

そこで、名簿登録の対象者と登録方法、また名簿作成の取組を始めて何年経過しているのか伺うのと併せて、現在の登録者数と登録率の5点について伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 5点につきまして御質問をいただきました。

1点目の名簿登録の対象者につきましては、市では6項目に分類いたしまして、名簿登録の対象者としております。具体的な対象者といたしましては、要介護3以上の方、要支援1・2の方あるいは要介護1・2であって一人暮らしの方または同居者が65歳以上の高齢者のみの方、心身等に障害がある方、難病患者の方、妊産婦の方または乳幼児の方、その他支援が必要と判断される方、以上を対象としております。

次に、2点目の登録方法につきましては、登録申請書に必要事項を御記入の上、郵送または窓口にて御提出いただいております。

次に、3点目の名簿作成の取組につきましては、平成22年度から開始いたしましたので、今年度で14年目となります。

次に、4点目の現在の登録者につきましては、令和5年7月12日時点で1,339名でございます。

続きまして、5点目の登録率につきましては、災害対策基本法第49条の10に規定されている避難行動要支援者の定義であります、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」の実数を捉えることが困難でありますことから、把握してはございません。

以上でございます。

○1番(二宮由子君) 今御答弁のありました、平成22年度から開始して14年ですか、経過しているのに、その名簿登録者数が1,339人、また登録率は把握されていないということですので、当市の人口から考えても、名簿登録者数が少ないのではないかと思います、市の認識を伺います。

○福祉推進課長(山田茂人君) 災害発生時に自ら避難することが困難な方につきましては、個別の事情によるところが大きいので、市の保有する情報だけでは把握することが難しいものであります。引き続き、登録者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番(二宮由子君) 把握するのは難しいという御答弁ですけれども、先ほど伺った名簿の対象者から考えても、私は圧倒的に少ないと思います。また、その登録者の増加に努めるとのことですけれども、14年間、これまで取り組んでこられているのに登録者数が増えていないのは、何かしらの課題があって、改善の余地ですとか、見直しを行う必要があるのだと思います。

そこで、登録者を増やし、個別計画の作成へと進める取組として、現状の申請書を郵送または窓口で提出する登録方法に加えて、例えば介護認定されている要介護や要支援などの方々は、ケアマネジャーに依頼するですとか、障害がある方や、その他対象となっている方々については、福祉専門職の方々に御協力をいただき登録手続が行えるなどの柔軟な対応ができないのか伺います。

○福祉推進課長(山田茂人君) 国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」によりますと、実効性のある計画とするためには、地域防災の担い手のみならず、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職など、様々な関係者と連携して取り組むことが必要とされております。要支援者の状況を十分に把握している福祉専門職と連携することにより、実効性のある個別避難計画の作成が進むことと期待できると認識しております。

引き続き、他自治体の取組などを参考とし、要支援者に寄り添った支援体制づくりを研究してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番(二宮由子君) ぜひとも柔軟な対応で登録者を増やし、充実した避難行動要支援者名簿の作成を要望いたします。

名簿登録の対象者を先ほど伺いましたけれども、避難行動要支援者に該当するけれども名簿登録されていない方々の状況について、どの程度把握されているのか伺います。

○福祉推進課長(山田茂人君) 個別具体的な事情によりまして避難行動要支援者に該当するか否かは異なりますことから、名簿登録されていない方々の状況は把握してございません。

以上でございます。

○1番(二宮由子君) 把握されていないということですが、災害対策基本法では、避難行動要支援者の名簿の作成、名簿作成の利用及び提供について、どのように定められているのか確認させていただきます。

○福祉推進課長(山田茂人君) 災害対策基本法第49条の10におきましては、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を避難行動要支援者と定義しておりまして、市町村長は避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならないと定められております。

また、同法第49条の11におきまして、災害発生時は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人同意を要せず情報提供することが可能となっております。平常時におきましては、本人同意を得た場合や、市町村の条例に特別の定めがある場合に限りまして情報提供することができる旨、定められております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 御答弁のように、第49条の10では、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成しなければならないと定められています。この「努め」というのは、力を尽くす、努力するという意味がありますので、第49条の10の私の解釈は、市は避難行動要支援者の把握に力を尽くし、努力し、名簿を作成しなければならないのだというふうに思います。

また、49条の11では、必要があると認められるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援者に対して名簿情報を提供することができるかと定められております。

名簿の作成について、今までは御本人が登録申請を行う手挙げ方式で避難行動要支援者名簿が作成されておりましたが、第49条の11で定められている必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく避難支援者に対して名簿情報を提供することができるのであれば、市は、先ほど伺った避難行動要支援者名簿登録の対象者全員の名簿を作成しておかなければならないのだというふうに思います。

そこで、名簿の作成方法について申し上げますと、第1段階として、先ほど伺った対象者全員の対象者名簿を市が自動的に作成し、対象者に対して、名簿を市内の関係機関に平常時から提供することについて同意の確認を得るための確認書を送付し、返信していただく。第2段階として、避難支援に協力してくださる避難支援等関係者に平時から名簿情報を提供することについて同意が確認できた方のみ登録者名簿に登録し、個別避難計画を作成する。このように2段階の手順で名簿を作成している自治体もありますので、自力で避難することが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者の支援を行う上でベースとなる名簿の作成を当市でも積極的に取り組んでいただきたく、御見解を伺います。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） 2段階で名簿を作成するという方式でございますけれども、一般的には、支援が必要だと思われる要件に該当する方の名簿を市が職権で作成いたしまして、事後的に関係機関への情報提供に同意した者につきましては、避難行動要支援者名簿としてそれを編さんいたしまして関係機関と情報共有を図ると、こういう方式だというふうに認識しております。

職権で作成する名簿でございますけれども、これは形式的な要件で編さんいたしますので、支援が必要な方を網羅的には掲載できますけれども、個別の状況を勘案してはおりませんので、例えば家族による支援が行き届いている方なども含まれております。したがって、その名簿だけでは真に支援が必要な方というものを識別することが困難であるというふうに認識しております。

また、避難行動要支援者名簿と、その前段階とも言うべき名簿が並存いたしますので、災害発生時におきまして適切な運用ができるかどうかについても検討する必要があるというふうに認識しております。

実際にはこの方式を採用している自治体もございますので、その運用面などにつきまして、私どもも研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 職権で作成した名簿というのは支援が必要かどうか識別するのは困難であり、2段階の名簿は災害時に適切に運用できるか検討が必要との御答弁でした。

先ほど避難行動要支援者の把握での御答弁で伺った市が名簿登録の対象としている方々は、支援を担うのが御家族であれ、誰であれ、何らかの支援が必要な方々ですし、真に支援が必要な方などの個別の状況については、先ほど申し上げた確認書で把握をしていただいて、支援が必要かどうか識別できるというふうに私は思います。

また、運用面に関しては、防災訓練や避難所開設訓練などで市と地域が連携して、登録者名簿を基に避難支援を試みるなど、訓練を重ねることで運用面での懸念は解決されると思いますので、ぜひとも他の自治体を参考に避難行動要支援者名簿作成の抜本的な見直しを要望いたします。

支援対策についてですけれども、自治会等に個別避難計画の作成を依頼されてるとの御答弁でしたが、個別避難計画作成の進捗状況について伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 支援につきましては、市長答弁でお答えいたしましたように、名簿登録者に係る個別避難計画の作成につきまして、名簿提供の協定を締結している自治会等に対しまして従前から依頼しているところであります。進捗につきましては、避難支援者の確保が困難でありますことから、滞っている状況でございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 滞っている状況という御答弁ですが、名簿登録者が1,339人のうち、何名の方が個別避難計画を作成されているのか確認をさせていただきます。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現時点で作成されているのは12名でございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） たとえ避難支援者の確保が困難であったとしても、この12名っていうのは1%にも満たない、この人数では少ないというふうに言わざるを得ません。

そこで、現状は地域の自治会等に個別避難計画の作成を依頼しておりますけれども、今後は市が計画作成に関わり、例えばですが、令和6年度は芋窪地域で、令和7年度は蔵敷地域というように、市が地域ごと、各年度に分けて、福祉専門職の方や地域の自治会、自主防災組織の方々とともに、期間を区切って計画的・集中的に順次作成されるやり方のほうが個別避難計画の作成が大幅に進むのではないかとというふうに思います。

そこで、今まで関わらなかった計画の作成について、市が積極的に計画の作成に関わることに問題があるのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」によりますと、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に個別避難計画が作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であるとされております。

個別避難計画の作成につきましては、市の取り組むべき事務でありますことから、ハザードマップ等の防災情報等から優先度が高いほうを抽出し、個別避難計画の作成につなげていく必要があるものと認識しております。

引き続き、他自治体の取組を参考にし、効果的な方策を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） できるだけ早期に個別避難計画を作成するよう国から示されておりますし、個別避難計画の作成は市が取り組むべき事務であることも御答弁から確認できましたので、市が積極的に計画作成に関わることは何ら問題もありませんから、ぜひとも他自治体の取組を参考に積極的に計画の作成に努めていただ

けるよう要望いたします。

次に、避難所のバリアフリー化等の環境整備は、についてです。

避難所に指定している公共施設や学校施設の体育館についてバリアフリー化に努めているとの御答弁でしたが、バリアフリースイッチが整備されているのが中学校2校とのことです。

そこで、未整備の小学校10校、中学校3校について、計画的に整備されてるとは思いますが、いつ頃整備が完了するのか確認をさせていただきます。

○総務部参事（関田孝志君） 現時点では整備の完了の達成時期を示すことはできませんが、一定の財源確保が必要になりますことから、計画的に整備してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 財源を確保しながら、計画的に整備を進めていただけるようお願いいたします。

次に、避難所での必要な配慮は、についてです。

避難所で一番大切なのは、皆さんが安心して過ごせる場所にするための配慮だというふうに思います。

そこで、要配慮者が自立して生活できる専用スペースの確保との御答弁ですので、生活スペースの確保について申し上げますと、視覚障害の方は壁沿いに移動ができるよう動線の確保が必要ですし、車椅子の方は動き回りやすい広さが必要です。また、車椅子でも移動しやすいよう通路に幅を持たせるなど、スペースの確保だけでも課題があります。

そこで、各地域で開催されている避難所開設訓練などで要配慮者への対応はどのように行われているのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 今年度におきましては、各中学校で避難所開設訓練を市民の皆様の御参加をいただき実施したところでございます。訓練の中で、体育館内に高齢者・障害者の専用生活スペースを確保するに当たり、できるだけトイレに近い場所を確保するというところで伝えてございます。

今後につきましては、様々な立場の市民の方々への参加をいただき、御意見を頂戴しながら、一つ一つ課題の解消に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 当事者の意見を伺うということで、いざというときにどのような配慮が必要なのか気づくことにつながりますので、訓練を通じて誰もが安心して過ごせる避難所に向けた取組をお願いいたします。

避難所開設訓練などで要配慮者へのスペースの確保に取り組んでいただいておりますけれども、災害時には避難所に大勢の人が詰めかけ、配慮を必要としている人が孤立しないための配慮が必要です。

東大和市地域防災計画の避難所の開設等では、避難所を開設したときには、要配慮者の要望を把握するため、市の援護支援班が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要避難者相談窓口を設けると記載されておりますので、受付の段階で当事者のニーズを聞き取れるよう、避難所の受付を一般と、相談窓口の機能を兼ね備えた配慮が必要な人と分けて設置し、聞き取りシートなどで配慮が必要な状況を伺い、必要な手助けに活用するなど、入り口となる受付の段階から要配慮者への配慮を行うことでその後の混乱を防ぐことができると考えられますが、現状の避難所の受付はどのような体制になっているのか伺うのと併せて、受付を分けることで人員的にも可能なのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 現状の避難所の受付につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として感染の疑いがある方と、それ以外というような形の分けとなっております。配慮が必要な方、またそれ以外、それぞれ分け

た受付の設置は今できていないところがございます。

今後におきまして、避難所運営にも地域の主体的な対応が重要であることから、地域の方々の意見を聞きながら、どのような体制が組織できるか研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行され、避難所の運営について受入体制など変更されている自治体も多くあります。受付の設置でも、新型コロナウイルス感染症を含めた配慮が必要な方、それ以外の方に分ければ、人員など体制的にも問題がないと思いますので、ぜひとも御検討をよろしく願いいたします。

避難所の環境整備として、バリアフリートイレの整備が進んでいるとの御答弁でした。

そこで、避難所のバリアフリートイレは全てオストメイト対応であるのか確認をさせていただきます。

- 総務部参事（関田孝志君） オストメイト対応の避難所トイレにつきましては、公民館が1館、中学校が1校になります。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 国内のオストメイト人口は約20万から30万人というふうに言われております。バリアフリートイレというのは、あらゆる人が気兼ねなく使用できるよう設計されたトイレですから、当市の避難所のオストメイト対応が2か所だけでは私は不十分だと思いますので、今後バリアフリートイレが整備される小学校10校、中学校3校について、ぜひともオストメイト対応での整備を要望いたします。

避難所のバリアフリー化等では、ハード面、今伺ったトイレの話はハード面だと思いますけれども、そのハード面だけでなく、ソフト面の配慮も必要です。

そこで、聴覚に障害を持った方や自閉症、知的障害などの方、また日本語の理解が十分でない外国人等のコミュニケーションにハンディキャップのある要配慮者に対する取組について伺います。

- 総務部参事（関田孝志君） 避難所におきましては、災害用コミュニケーションボードを用意してございます。障害をお持ちの方や外国人の方など、コミュニケーションボードを円滑に使い、意思伝達ができるよう努めてございます。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 災害用コミュニケーションボードが各避難所に配置されてるとの御答弁ですが、このコミュニケーションボード、多言語表示であるのかを確認させていただくと併せまして、災害時という混乱した状況下では配慮が必要であることが分かりにくく、障害をお持ちの方が必要な支援を受けにくい、支援して下さるのが誰なのか、どこにいるのか分からないという状況が予想されます。

そこで、御提案といたしまして、災害時に配慮が必要な人は黄色、支援できる人は緑色というようなバンダナを首に巻くなど身につけて、誰が見ても分かりやすい色を目印とした要配慮者への支援に取り組んでいただきたく、御見解を伺います。

- 総務部参事（関田孝志君） 現在各避難所に設置してございます災害用コミュニケーションボードにつきましては、多言語化の表現が十分ではございません。他の自治体が作成するボードを参考にして研究してまいりたいと考えてございます。

また、色つきバンダナを活用した要配慮者の識別につきましては、避難所では様々な立場の方がおられます。例えば避難所運営側と避難者側との識別、運営側の中でも市の職員と地域の方の識別が必要であるかなと思わ

れます。識別に当たり、認識しやすい運用面での考慮が不可欠でございます。提案いただきました色つきバンダナの着用を含め、効果的な識別方法を研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 災害用コミュニケーションボードについては、市内でも英語、中国語、韓国語などを母国語とする方々が多く住んでいらっしゃるので、少なくともこれらの言語に対応できる災害用コミュニケーションボードの作成をお願いいたします。

色つきのバンダナについては、避難所運営側として、市職員の方は「市職員」と大きく胸のところに表示したビブスなどを着用することで誰が見ても分かるように確認していただけますから、識別は可能だと思いますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

次に、福祉避難所の整備は、についてです。

34施設と協定を締結しているとの御答弁でした。施設には、高齢者、障害者、医療、保育など、様々な種類がありますので、それぞれの種類ごとの施設数を伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 高齢者施設が13施設、障害者施設が2施設、保育施設が19施設になります。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 福祉避難所というのは、避難生活において一定の配慮を要する方、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象とする避難所ですので、高齢者施設や保育施設に比べて障害者施設が2施設というのは、受け入れていただける人数にもよりますが、災害が発生した際に対応ができるのか、当事者の方も不安に感じられると思います。

そこで、令和元年6月27日に開催されました全員協議会での都営東大和向原団地の創出用地についての説明会の中で、特別支援学校の設置に対する地域へのメリットとして、福祉避難所等の指定について、「都立特別支援学校は、区市町村長から障害者等を対象とした避難所としての指定要請を受けた場合には、東京都地域防災計画に基づき、原則的に承認することとしている。本校についても、市から福祉避難所の指定について要請があった場合には、協議の上、原則として承認することとなる。」というふうな説明を受けておりますので、新たな福祉避難所の開設に向けた御検討をお願いいたします。

次に、自主防災組織の役割及び活動状況の把握は、についてです。

災害における地域での助け合いや支え合いを円滑に進めていく役割があるとのことですが、住民の高齢化やマンパワー不足によって自主防災組織が名目上の組織にしかすぎず、自主防災組織が結成されてから長年経過をしますと、構成員の実態や組織内の役割分担の認識が薄れ、災害時に自主防災組織が有効に機能できないのではないかと、組織の形骸化が懸念されております。自主防災組織の役割を組織の皆さんに再認識していただくためにも、私、以前より申し上げております自主防災組織間でのお互いの活動状況や課題など、情報交換の場づくりが必要ではないかと思っております。

そこで、地域防災を向上させようという同じ志を持つ者同士の情報交換ですとか意見交換の場づくりについて、検討経過と課題について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 自主防災組織の構成員の高齢化や組織内の役割の固定化に伴い、長期的にはその活動を継続していくことは困難となると予想され、今後大きな課題であるというふうには考えてございます。

このことから、市におきましては、市が実施する避難所開設訓練などを通じて自主防災組織同士のつながりを促しているところであります。

引き続き、小・中学校を起点とした地域の防災を支援し、課題である避難所管理運営委員会の設置に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 避難所開設訓練等を通じて自主防災組織同士のつながりを促しているということですが、訓練中は皆さん集中しておりますし、お互いの情報交換などは、立ち話的というんでしょうか、立ち話的になってしまうと思いますので、自主防災組織の活動の重要性を学ぶ勉強会ですとか、活動が深まるお互いの活動状況や課題等の情報交換の場づくりの検討をお願いいたします。

また、避難所管理運営委員会の設置に取り組むというふうな御答弁もいただきましたが、避難所の管理運営に重要な役割を担っていただくその避難所管理運営委員会の設置、その状況について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 現時点では、自主防災組織等の地域の方々や市小・中学校等の職員で構成します避難所管理運営委員会の設置には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 東大和市地域防災計画の避難所の管理運営体制の整備等で、「避難所では、「避難所管理運営マニュアル」を作成し、避難所管理運営委員会等を組織し、避難所となる施設、市、地域が協力して避難所を運営できるように整備に努める。」と記載されておりますので、避難所の管理運営に重要な役割を担っていただくこの避難所管理運営委員会の早期設置を要望させていただきます。

活動状況の把握についてですが、現状の自主防災組織として登録されている団体数を伺うのと併せまして、防災訓練などの活動の届出により市が活動状況を把握しているその団体数とパーセンテージ、全体の何%の割合なのかを確認をさせていただきます。

○総務部参事（関田孝志君） 市が把握しております自主防災組織の活動状況につきましては、41組織中20組織、およそ48%の活動状況を把握してございます。その他、自治会やその他の団体、計5団体になりますが、活動を行っているというふう聞いてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 活動を把握されているのが48%ですから、ほぼ半数ですね。定期的に活動されているということが分かりました。

それでは、活動の実態が確認できず、ほとんど活動されていないのではないかとと思われる自主防災組織、ほぼ半数の52%ぐらいですか、の自主防災組織への対応について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 実際の活動状況にかかわらず、東京都で行う防災研修や市の防災訓練などについて、市が把握する自主防災組織に対して通知を行い、活動を促しているというところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 自主防災組織宛てに個別に通知をされてるという御答弁ですが、ほとんど活動されていないのは、高齢化ですとか、人員不足ですとか、何かしら課題をお持ちなのだというふうに思います。このような状況で市が活動を促したとしても、活動の継続可能な体制が整っていなければ課題は解決されませんし、活動できる状況にはなれないと思いますので、その点も考慮した上で自主防災組織への活動を促す対応をお願いいたします。

次に、今後の課題は、についてです。

地域における要配慮者への支援者の確保や災害時における安否確認との御答弁でした。

そこで、現状、市民や職員など、災害発生時の安否確認はどのように行われるのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 災害発生時につきましては、職員や関係機関の従事者は各機関のBCPに定められた対応がありますことから、自治会や自主防災組織等、市民組織や学校、福祉施設などを通じて市が把握していくことが想定されます。このうち避難行動要支援者につきましては、個別避難計画の整備により避難支援者や緊急連絡先を関係機関と情報共有している場合は、関係者の間で連携を図ることにより、安否確認に加え、避難支援等が可能になるものと想定されます。

次に、職員の安否確認につきましては、非常配備態勢の発令に伴う参集に合わせ、メールを活用して安否確認をするというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 自治会や自主防災組織、学校や福祉施設を通じて把握するとの御答弁ですが、災害発生時の安否確認はできるだけ早く確実に正確な情報を集約し、市内全体の被災状況を把握し、状況判断を下すための重要な鍵となりますので、ほとんど活動されていない自主防災組織がほぼ半数ありまして、自治会の活動も地域差はあると思いますが、なかなか活発に活動できていない状況で安否確認が行えるのでしょうか。

そこで、安否確認の方法といたしまして、市民の方は、公民館活動や、ゆうゆう体操、PTA、防犯や交通安全、福祉や慈善活動など、ほかにも数多くありますけれども、様々な団体に所属をし、活発に活動されていて、グループの中の情報伝達や情報共有として多くの団体がSNSを活用されておりまして、各団体のネットワークを活用し、災害時の安否確認をグループの皆さんで情報共有し、問題があれば市に報告していただく仕組みをつくるなど、安否確認をスピーディーに行えるよう、市内の各団体に御協力いただければいかがでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） ただいま御提案いただきました各団体のネットワークを活用した災害時の情報伝達などの体制づくりにつきましては、情報セキュリティ上の課題を含め、研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひとも、セキュリティの課題などを研究し、初動対応に遅れが生じないようお願いいたします。

初動対応で重要なのは、災害発生直後の職員の方々の安否と参集の確認です。

神奈川県座間市では、災害対応の機動力を高めるために、安否や登庁見込み時刻などを使い慣れたスマートフォンのトーク画面で簡単に返答できるLINEを活用した情報連携の取組を行っています。

当市ではメールを活用して安否を把握するとのことですが、市では既にLINE公式アカウントを開設しておりますし、情報発信されています。また、市議会ではLINE WORKSを活用して情報の伝達と共有を図っておりますので、他の自治体の事例などを参考に、当市でも職員の安否と参集確認など、LINEやLINE WORKSなどのSNSを活用した取組を検討していただきたく、御見解を伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 御提案いただきましたLINE活用を含め、他自治体の事例などを参考に研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 他の自治体の研究というのと併せまして、定例会初日に開催されました全員協議会で御説明のありました（仮称）東大和市DXプラン（案）では、ICTを活用した市民サービスの充実や行政事務

の効率化が示されましたので、ぜひとも防災においてもICTの積極的な利活用の推進を要望し、最後に総括といたしまして市長の御所見を伺います。

○市長（和地仁美君） まず今御提案、御要望いただきましたICTの積極的な利活用についてですが、質問者のほうからも今御発言あったとおりに、定例会の初日に開催させていただきました全員協議会の中でお示した（仮称）東大和市DXプラン（案）の中でもLINEを様々な場面で使うことは盛り込んでおりますので、今改定を行っております東大和市地域防災計画の中にその活用や位置づけというものを盛り込んでいければなというふうに考えているところです。

また、全体を通して、インクルーシブ防災につきまして様々御提案いただいたところではありますが、冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、災害時においても、高齢者や障害者を含めて、誰もが安全に避難し、避難先で安心して過ごしていただけるようにすることを目指すものであるというふうに市のほうでも認識しているところでございます。

担当者からの答弁にも盛り込ませていただきましたが、これを実現するためには、災害時において、高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者にはより一層の配慮や支援が必要となります。

繰り返しになりますが、市では、避難行動要支援者名簿の作成や避難所におけるバリアフリー化等の環境整備、生活スペースの確保、また避難所での生活が困難な方のための福祉避難所の整備、地域と連携した防災訓練の実施を進めているところではあります。何より、名簿ができて、また要支援者がいても、訓練をしなければ実践には役に立たないというふうになってしまいますし、また災害、特に地震などにつきましては発災時刻というものが分かりません。その発災時刻が例えば平日の日中であると、市内にいる方ということについても様々な変化が起こってしまいますので、せっかくつくったその仕組みが機能しないというふうになることも想定されますので、より実効性の高い仕組みというふうになるように引き続き調査研究を行ってまいりたいというふうに思っております。

また一方では、地域のつながりや地域防災の要となる自治会や自主防災組織の高齢化による世代交代の遅滞、それから災害時の安否確認、視覚や聴覚に障害のある方、また外国籍の方など様々な方がいらっしゃると思いますので、適切なコミュニケーションなどにも課題があるというふうには認識しております。

これらのことから、市では、課題の解消に向けて今後も要配慮者への支援の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 名簿ができていても訓練をしなければ役に立たなくなってしまうというのも、それはもう市長のおっしゃるとおりですので、ですが、訓練をするにも、実効性の高い仕組みとなるためにも、まずはそのベースとなる避難行動要支援者名簿の充実が必要ではないかというふうに私は先ほど申し上げておりますので、誰も取り残さないインクルーシブ防災実現のためにも、繰り返しで恐縮ですが、避難行動要支援者名簿の作成の抜本的な見直しを要望いたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大后治雄君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 開議

○副議長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 石 田 昭太朗 君

○副議長（大后治雄君） 次に、3番、石田昭太朗議員を指名いたします。

〔3 番 石田昭太朗君 登壇〕

○3番（石田昭太朗君） 議席番号3番、立憲国民クラブの石田昭太朗です。通告に従いまして、本定例会における一般質問を行います。

1番、若い世代の心の健康づくりについて。

①として、東大和市自殺対策計画について。

ア、個別計画として策定された背景は。

イ、子ども・若者への支援は。

ウ、自殺対策を支える人材育成と推進体制の取組は。

エ、計画の進行管理はどのようにされているのか。

オ、今後の課題は。

2番、保育施設の利用について。

①保育園での使用済みおむつの持ち帰り状況について。

ア、市内の保育園での対応は。

イ、近隣他市の状況は。

ウ、保護者・保育士からの要望等のアンケート等実施の有無は。

エ、今後の課題は。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔3 番 石田昭太朗君 降壇〕

〔市 長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、市が自殺対策計画を策定した背景についてであります。自殺者数が増加傾向にある中、平成18年に自殺対策基本法が施行され、その後、平成28年の法改正において、国は自殺対策を生きることの包括的な支援と位置づけるとともに、都道府県及び市町村に対し、自殺対策の計画策定を義務づけました。

市におきましては、国の法改正を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指し、個別計画として東大和市自殺対策基本計画を策定いたしました。

次に、子供や若者への支援についてであります。一人一人の生活環境や困難の状況に合った対応や支援が必要であり、周囲の大人が小さな異変にも気づき、声をかける意識を持つことができるよう、市公式ホームページ等において自殺予防に関して啓発するとともに、相談窓口などの情報提供を行っております。

また、自分自身や身近な人のストレスや心の落ち込み度をチェックできる「こころの体温計」について、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう普及啓発を図っております。

次に、自殺対策を支える人材育成と推進体制の取組についてであります。自殺対策におきましては、生活

上の悩みや困難を抱える方に対する早期の気づきが重要でありますことから、市では、その役割を担う人材を育成するため、ゲートキーパーの養成研修を実施しております。平成24年度から関係団体や市民向けの養成研修を開始し、現在までに250名以上の方が受講されております。

今後におきましては、ゲートキーパーの養成に加え、市と関係機関による自殺対策の推進体制を構築し、地域における連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、計画の進行管理についてであります。市におきましては、各部署の自殺対策に関連する事業について、毎年度、実施状況や進捗状況を把握し、地域福祉審議会にそれらの状況を報告しております。

次に、今後の課題についてであります。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、生活困窮など様々な社会的要因が複合的に絡み合っていることがあるとされております。

今後におきましては、地域におけるネットワークを構築し、保健・医療・福祉・教育・労働など、関連する分野において、それぞれの役割の明確化と共有化が必要であると認識しております。

また、生活上の悩みや困難を抱えている方に対して早期に気づくことができる支援体制を構築し、多くの市民の皆様に自殺対策の重要性を周知啓発していくことが必要であると考えております。

次に、市内保育園での使用済みおむつの持ち帰りについてであります。在園児が紙おむつを使用している認可保育園のうち半数以上の施設においては、子供の使用済みおむつを保護者に持ち帰っていただく対応を取っております。

次に、近隣市の状況についてであります。隣接する小平市、立川市におきましては、保育園等が使用済み紙おむつを処分することから、子供の保護者は持ち帰っていないと聞いております。

次に、保護者等に対するアンケートについてであります。市では、令和5年2月に市内の保育園等に通うゼロ歳からおおむね3歳の子供を持つ保護者を対象に、保育園等における使用済み紙おむつの処分についてアンケートを実施しております。また、保育士等に対するアンケートは実施しておりません。

次に、今後の課題についてであります。現時点では、令和6年1月の開始に向けて、管理や回収など、具体的な項目について関係機関等との調整を適切に図っており、特段具体的な課題はありませんが、開始後、解決すべき課題が発見された場合は適切に対応してまいります。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○3番（石田昭太郎君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

若い世代の心の健康づくりについてでございますが、警察庁の報告では、20代、令和4年度の自殺者は2万1,881人で、前年に比べて874人増加、また女性は3年連続の増加となっていました。

そこでお伺いいたします。

東大和市における最新の自殺死亡率はどのくらいになるのでしょうか。お伺いします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 市の最新の自殺死亡率についてでございますが、厚生労働省で示している自殺死亡率とは人口10万人当たりの自殺者数になりますが、令和4年の市の自殺死亡率は18.76人と報告がされております。これを市の人口8万5,000人として置き換えますと約16人となります。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

同じく警察庁の報告ですが、20代は2,483人、30代は2,545人と、令和3年と比較して20代、30代の自殺者は増加しているとのことでした。また、厚生労働省は、小・中・高生の自殺者は514人で、統計がある1980年以降で過去最多だったことを報告しています。

そこでお伺いいたします。

東大和市での10代、20代、30代の直近5年間の自殺者数の人数を教えてください。

○健康推進課長（幸村有紀君） 東大和市での10代、20代、30代の自殺者数についてでございますけれども、厚生労働省の資料によりますと、10代では、平成30年は1人、令和元年是1人、令和2年はゼロ人、令和3年は1人、令和4年はゼロ人でございます。次に、20代ですが、平成30年は2人、令和元年と令和2年はゼロ人、令和3年は2人、令和4年は1人でございます。次に、30代につきましては、平成30年は2人、令和元年是2人、令和2年は2人、令和3年、令和4年はゼロ人となっております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。毎年必ず10代、20代、30代の方がお亡くなりになって、自ら命を絶っているという状況で、そして10代、20代、30代と年数が増えるごとに自殺者も増えていっているということでした。

この自殺対策の計画策定を義務づけられる前は、これはどのような取組を市として行っていたのかお伺いします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 自殺対策計画を策定する以前の市の取組についてでございますが、自殺対策に関連する施策としましては、平成26年度に策定した健康増進計画の分野別目標である、こころの健康・働く世代の健康づくりにおきまして、ゲートキーパー養成研修やこころの健康づくり講演会、相談窓口についての普及啓発などの取組を掲げ、実施をまいりました。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

健康増進計画の分野別目標として取り組まれていたということで、市長からも御答弁ありましたが、これは法改正を踏まえて個別計画となったということですが、9月と3月は自殺対策強化月間としていますが、当市での取組をお聞かせください。

○健康推進課長（幸村有紀君） 自殺対策強化月間の市の取組についてでございますが、市報への自殺防止に関する図書展や相談窓口を紹介する特集記事の掲載、東京都の自殺防止キャンペーンにおけるチラシの配布を行っております。

また、令和4年度と令和5年度の9月には武蔵村山市との合同による玉川上水駅前での街頭キャンペーンを行っております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

そして、この計画の中のアンケートに、悩みやストレスを感じたときの対処法を聞かれています。その中で、直接会って相談すると答えた人、これは訪問相談も含んでいますが、の年齢別を見ますと、利用すると思う、または利用したことあると回答した人は、18歳、19歳で66.7%、20代で67.5%、30代で63%と半数以上の方が会って相談したいというような、この要望が見てとれます。

そこでお伺いいたしますが、当市での対面で相談できる場所は、これどこになるのか教えてください。

○健康推進課長（幸村有紀君） 対面で相談できる場所についてでございますが、保健センターにおきまして、専門の医師による心の健康相談を実施しているほか、保健師等が随時御相談に応じております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

そして、また対策の中のアンケートなんですけども、先ほど自殺対策強化月間での取組をお伺いしましたが、アンケートの21番の自殺対策に関する啓発物を見聞きしたことの有無では、はいと答えた方が33.5%でした。

このアンケートだけを見ますと啓発が弱いのではと感じますが、市の認識をお伺いいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 啓発活動についてであります。市では、先ほど申しあげました9月と3月の強化月間におきましてチラシの配布を行っております。また、メンタルチェックシステム、「こころの体温計」についての健康づくりカレンダーへの掲載のほか、チラシやポケットティッシュの配布、名刺型カードの作成・配布を行っております。また、令和4年度からは武蔵村山市との合同による玉川上水駅前での街頭キャンペーンでも啓発物を作成し、配布を行っております。

引き続き、多くの方に知ってもらえるよう、市公式ホームページに分かりやすく掲載するなど、周知方法の工夫を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

令和4年度から武蔵村山市との合同のこのキャンペーンというところも、街頭というところでは非常に目立つというところもありますが、日数というところで限られてきてしまうので、先ほどの御答弁いただいたホームページの掲載だけではなく、市長も今力を入れて取り組まれている新しい時代に沿った市政運営の実現として、市公式LINEや公式X（旧ツイッター）も活用して周知を行っていただければと思います。私も公式LINEアカウント、友だち登録していますが、市報の発行のお知らせだったりイベントの情報など届き、大変便利だと感じています。

ちょっと次の再質問に行きたいと思うんですけど、ゲートキーパーについて、人材育成、推進体制の取組は、というところですが、ゲートキーパー、この厚生労働省の説明を引用すると、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、言わば命の門番とも位置づけられる人です。

そこでお伺いいたします。

当市におけるゲートキーパー養成研修の直近5年間の開催状況を教えてください。また、参加対象者はどのような人かも教えてください。

○健康推進課長（幸村有紀君） ゲートキーパー養成研修の直近5年間の開催状況についてでございますが、平成30年度から令和2年度は年1回、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでしたが、令和4年度は年2回開催をしております。参加対象者につきましては、市職員のほか、民生委員、その他、子供や若者と接する機会が多い関係機関の職員や一般市民の方としております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

年1回、または年2回開催のときもあるということですが、このゲートキーパー養成研修はどのように募集されているのか教えてください。

○健康推進課長（幸村有紀君） ゲートキーパー養成研修の募集方法についてでございますが、市職員や関係機

関の職員に対し、メール等にて開催案内と参加の受付を行っております。また、市民の皆様に対しましては、市報や市公式ホームページへ掲載し、募集を行っております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

自殺対策計画では、自殺対策の推進のため、行政、医療機関、学校、関係団体等が相互に連携できる体制整備として、（仮称）いのちを支える自殺対策会議の開催を基本施策に掲げています。

そこでお伺いします。

こちらの開催状況はいかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） （仮称）いのちを支える自殺対策会議についてでございますが、市の計画では地域のネットワーク体制の構築が取組の一つとなっておりますが、現時点におきまして会議体は設置できておりません。他市の状況について情報収集を行い、設置へ向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

コロナ禍であったので、対応というところが難しかったかもしれませんが、年1回の開催を目標にということで、オンラインの会議というところも今普及していますので、対面だけではなく、デジタルの力を使って、広く関係機関と協力して準備をしていただきたいと思います。これは要望になります。

そして、この計画は令和8年度までとなっておりますが、令和9年度以降の計画はどのようにするのかお伺いいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和9年度以降の計画についてでございますが、現在の計画の実施状況や進捗状況を把握し、課題を整理してまいりたいと考えております。

また、令和7年度において市民意識調査を実施しまして、その結果などから取り組むべき課題を抽出し、国の自殺総合対策大綱や東京都自殺総合対策計画の内容を踏まえながら、令和9年度からの次期計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

この計画策定期間というところ、今の計画ですが、社会を取り巻く状況というものが大きく変化しています。特にコロナ前に策定された計画ですので、次に市民の意識調査も行うということでしたので、その新しい、次の感染症の脅威というところも考えながら策定をしていただければと思っております。

それでは、改めまして、今後の市での自殺対策施策の方向性をお伺いいたします。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 今後の市の自殺対策施策の方向性についてでございますが、社会状況、経済情勢が変化が激しく、また一人一人の価値観が多様化してる中、やはり自殺に追い込まれることなく、生きることになり、そして自殺を思いとどまっていたくための施策の推進が今後一層必要であると考えてございます。

引き続きになりますが、ゲートキーパーなどの人材育成、そして広報活動ですね、若い世代、高校生に市の公式LINE、友だち登録していただくなど、そういったことで広報活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、精神保健的な視点ではなく、やはり社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であると考えてお

りますので、様々な分野の関連施策、また地域の関係機関との有機的な連携を図るための地域のネットワーク体制、そういったものを構築してまいりたいと考えております。

引き続き、自殺対策の施策のさらなる対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

厚生労働省の人口動態統計では、10代、20代、30代の死因順位1位は自殺となっています。自殺の要因は、先ほどの御答弁にありましたが、様々な問題が複雑に絡み合っているため、この単純な解決というところは困難ですが、防ぐことはできることですので、この社会問題に関しては、特に若い世代っていうところだけではなくて、高齢者も増加傾向にありますので、引き続き対策を行うとともに、生きがいを持てるまちづくり、これを要望として1番を終わらせていただきます。

それでは、2番、保育園での使用済みおむつの持ち帰り状況についてですけども、今年の1月に厚生労働省は、使用済みおむつは保育所などで処分するよう求める通知を全国の自治体に出していますが、前提として、おむつの持ち帰りは自治体の主導で決めているのでしょうか。処分できる、できないは誰が決めているのか教えてください。

○保育課長（石川正憲君） 使用済み紙おむつの処分につきましては、保育で使用した紙おむつの処分の取扱いを保育施設ごとに決められております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

そして、市長答弁の中で、半数以上の施設がおむつの持ち帰りを行っているとのことでしたが、市内保育園の総数と、おむつの持ち帰りをしている保育園の具体的な数を教えてください。

○保育課長（石川正憲君） 令和4年度の状況での御説明となりますが、市内認可保育園16園のうち、紙おむつを使用しているのは13園でございます。そのうち8園で紙おむつを保護者の持ち帰りとしており、5園については保育園で処分を行っているとのことでございます。

また、残りの3園につきましては布おむつを使用していると把握しております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

近隣他市の状況になってくるんですけども、先ほど、隣接する小平市、立川市においては持ち帰りはないと市長から御答弁いただきました。

この小平市、立川市は、何か施策としてこの持ち帰りを取り組まれているのでしょうか。把握をしている範囲で結構ですので教えてください。

○保育課長（石川正憲君） 小平市及び立川市では、保育施設、認可保育園等に使用済み紙おむつの処分費用として補助をしているとのことでございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

こう見ますと、補助をしていただいているってということだったんですけども、保育施設に限らず、東大和市のこの保育施設での処分がなぜできなかったのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思います。

○保育課長（石川正憲君） 当市におきましては、保育施設での使用済み紙おむつの処分に関わる回収につつま

して、保育園全体での回収とし、市が回収の調整を図る方法とするか、また保育施設ごとに事業者と調整を、個別の回収とするかなど、処分の方法や仕組みについて先進事例などを情報収集し、調査検討を行うために時間を要したものでございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

それでは、保護者・保育士からの要望等のアンケートの実施の有無は、っていうところになるんですけども、この実施されたアンケートではどのような要望があったのか、ちょっと紹介をお願いします。

○保育課長（石川正憲君） アンケートでは、約7割の方が無料であれば使用済み紙おむつの処分を保育施設で行ってほしいという回答結果になってございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

7割の方が、使用済み紙おむつの処分は無料であれば行ってほしいとの回答があったということで、使用済みおむつの持ち帰りっていうところは保護者の負担が大きくて、お子さんを迎えに行き、そのままスーパーで買物をされるという方もいらっしゃいます。その中、おむつを持って帰るとなると、臭いを気にしながらお買物をするという、そのようなことにもなりますし、さらに買った品物も増えますので、それを持ち帰るっていうことと、あと保育士さんへのアンケートはちょっと行ってないということでしたが、私も保育園で働いていたので、一日五、六回はおむつ替えをするわけですし、それを一人一人袋に入れて仕分けるっていうところも大変手間のかかる作業となっていますので、これが令和6年1月からに向けての取組ということで今進めていただいておりますが、こういったところの負担が軽減されていくっていうところは非常によいと思っております。

それでは、次の今後の課題は、ということなんですけども、この関連部署等の連携・協力というところは、具体的にどのようなことが考えられるのか教えてください。

○保育課長（石川正憲君） 関連部署との連携・協力につきましては、回収の際の回収の場所や回収ルートなどについて調整を今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

この関連部署との協力とか回収ルートについての調整っていうところなんですけども、こういった回収のときにかかるこの予算的な課題っていうところはあるんでしょうか。教えてください。

○保育課長（石川正憲君） 事業に関わる経費についてでございますが、保育施設と市において費用は発生しません。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

そして、今回はこの保育環境改善等事業費補助金っていうのを活用して、このおむつの処分のごみ箱などを購入すると定例会初日の補正予算書にも書いてありましたが、この使用済みおむつのごみ箱の選定っていうところはどのように行うのか、また購入数や大きさなどの基準などは決めているのか教えてください。

○保育課長（石川正憲君） 市内の保育施設の使用おむつの保管用のごみ箱の選定につきましては、各保育園の規模、大きさ、広さなどがありますことから、保育施設のほうで選定をしていただくという形で、それに対して補助を出すという形になっております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。保育施設によってこの選定をできるということですので、例えば海外にあるような大きなごみ箱で、おむつの保存だったり、処分ができるような感じだったり、小さい保育所であればバケツとかで使えるってというようなことで聞けて、柔軟に取扱いできるということをお聞かせいただきましてありがとうございます。

それでは、この事業費補助金で、例えば消臭機能のついたごみ袋、またそして便から感染症を防ぐための手袋などは購入できるのか、活用の範囲みたいなところを教えてください。

○保育課長（石川正憲君） 補助金の活用の範囲でございますが、こちらの補助金につきましては、保管用のごみ箱等のハードが対象となっていることから、ごみ袋また手袋については対象外となります。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

こういったところは、小物のところとか消費が激しいものはちょっと使えないってところなんですけども、例えば令和6年1月の開始に向けて、収集方法など、どこまでこの方向性が決まっているのかってところと、ほかの自治体と違った新しい取組があれば教えていただきたいです。

○保育課長（石川正憲君） 収集方法につきましては、先ほども申し上げたとおり、現在関連部署と調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

この一般質問の中で、経費をかけずにごみを回収できるってところは本当に素晴らしいところだと思います。私が調べた中では、保護者の方に500円負担をいただいております。おむつの処分をしていくという園も、市内ではありませんが、見かけました。なので、負担を保護者の方かけずに、ごみ、使用済みのおむつを回収できるというところ、そして今回東大和市は育児や介護などを理由に休職した女性の再就職を支援する女性の再就職応援宣言に自治体として初めて賛同を表明したり、勤務間インターバル宣言など、社会のニーズや変化に対応した取組をされています。

こういった中で、子育て・教育で選ばれる東大和市となるように要望いたしまして、私の本定例会の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（大后治雄君） 以上で、石田昭太郎議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○副議長（大后治雄君） 次に、15番、中間建二議員を指名いたします。

[15番 中間建二君 登壇]

○15番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。令和5年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

初めに、こども基本法施行に伴う子どもや若者の最善の利益を保障するための施策展開について伺います。

我が国におけるこども施策の基本理念や国、自治体の責務などを定めたこども基本法が昨年6月15日に成立し、本年4月1日に施行されました。本法律の制定に当たっては、公明党と自由民主党の共同提案による議員立法として国会で審議が行われ、衆議院では日本共産党とれいわ新選組を除く全ての会派が賛成し、参議院で

は日本共産党を除く全ての会派の賛成を得て成立したものであります。

こども基本法では、第1条に、その目的として、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。」とされております。

こども基本法には、全てのこどもは個人として尊重され、差別的な扱いを受けない、全てのこどもは自分に関する事柄への意見表明や社会参加の機会を確保される、全てのこどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるなどの基本理念が明記されており、子供の権利保障を明確に定めた画期的な法律であります。

自殺や虐待、いじめ、貧困、不登校など子供に関する問題が深刻化・多様化している中で、子供の権利の尊重を柱とするこども基本法の制定は、こども政策を強化・加速し、実効性を高める上で大きな意義があるものと考えます。

この法律第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されております。

当市では、和地市長の下で、子育て・教育で選ばれるまちを掲げておられる中で、こども基本法に明記された理念や責務を踏まえ、今後の施策を進めていただきたく、以下の点についてお尋ねをいたします。

①令和5年4月にこども基本法が施行されたことによって、当市の行政運営にどのような課題があると認識されているのか。

②同法第3条第3項及び第4項に、こども施策の実施に関して「全てのこどもが意見を表明する機会の確保」や「全てのこどもの最善の利益が優先して考慮される」等と規定されていることについて。

ア、これまで実施した施策にはどのようなものがあるのか。

イ、今後、どのような施策を行っていかれるのか。

③こども基本法や子どもの権利について学ぶ機会の確保について。

ア、広く市民を対象とした事業展開の考えは。

イ、学校教育における対応についての考えは。

2つ目に、空堀川の周辺環境の整備について伺います。

当市の中心部を東西に流れる空堀川は、東京都との事業連携による護岸整備が着実に進み、河川の新川の整備や旧川を生かした緑道整備も大きく進んでおります。また、公明党として整備を求めてまいりました芝中調整池跡地を利用した親水広場の整備も着実に進んでおり、今年度中には工事完了の予定となっております。

この空堀川を当市の水と緑のネットワーク構想の中に位置づけて、空堀川沿いに桜の回廊を実現することは、尾崎前市長が強い思いを持って推進されてこられました。その上で、和地市長においても政策・公約の一つに位置づけられているものと承知をしております。

そこで以下の点について伺います。

①空堀川沿いに桜の回廊を実現する構想について、今後の事業展開の見通しを伺う。

②空堀川周辺へのベンチやトイレの設置に向けて、どこまで検討が進んでいるのか。

3つ目に、特色ある公園の整備について伺います。

私は、子育てしやすいまちのシンボルとなる魅力的な公園整備をはじめ、身近な公園の遊具設置更新など、市民のニーズに応じた公園整備を重ねて求めてまいりました。この間、狭山緑地への東京一のローラースライダー整備や大型の木製遊具設置など、様々に御努力をいただいていることに感謝申し上げます。

引き続き、これまでの実績を踏まえ、特色ある魅力的な公園整備を進めていただきたく、以下の点についてお尋ねいたします。

①現在、進めている末広公園の整備内容を伺う。

②令和6年度以降の公園整備の計画や考えはどのようなものか。

③健康器具の設置や犬の散歩に適した公園整備など、地域ニーズや市内全域のバランスに配慮した公園整備の考えは。

4つ目に、自転車運転の安全対策について伺います。

自転車は、運転免許がなくても気軽に乗れる移動手段として、多くの市民が利用されているものと思います。一方で、自転車運転のルールが不足し、運転マナーが悪く、市内でも危険な運転を行っている事例を見かけることがあります。

当市においては、本年10月からシェアサイクルの実証実験が開始され、また本年4月から改正道路交通法によって自転車ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、自転車ヘルメットの購入費補助事業も行っていると考えております。

自転車事故を防止し、自転車を安全な移動手段として定着させるための市の取組を伺いたく、以下の点についてお尋ねいたします。

①自転車用ヘルメットの購入費補助の利用状況と着用率向上に向けての取組を伺う。

②自転車運転のルールの周知や運転マナーの向上など安全対策の取組を伺う。

最後に、清原地域に整備される人工芝グラウンドについて伺います。

東京街道団地アパートの建て替えに伴う創出用地を活用した人工芝グラウンドの整備については、これまでも一般質問や予算審議において、その推進を訴えてまいりました。本事業は、当市から東京都に対して、多くの市民の皆様が望んでおられたスポーツに適した多目的広場の整備について要望を行ってきたものであり、通常では土のグラウンドとして整備されるものを、近隣の住民や商業施設等への影響に配慮した形で人工芝グラウンドとして整備をされるものであります。

この間の私ども公明党の取組については、都議会公明党、谷村孝彦都議会議員との連携によって事業が大きく進んだことは、過去の一般質問や予算特別委員会の中でも市側から丁寧に御説明をいただいたところであります。

先日も議会に対して、当市が担う管理棟の整備に関する情報提供もいただいたところでありますので、以下、質問をいたします。

①令和5年第1回定例会の一般質問において、事業の早期完成を求めてきたが、現在までの進捗状況と今後の見通しを伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえて、自席にて行わせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

[15番 中間建二君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、こども基本法施行による当市の行政運営の課題についてであります。今後こども施策の策定、実施及び評価を行うに当たっては、法で規定されておりますこども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められており、意見聴取の仕組みづくりや環境を整えていくことが課題であると考えております。

次に、こども基本法の規定に係る施策の実施状況についてであります。市では、平成30年度に中学生・高校生を対象としたアンケート調査を実施し、平成31年度の東大和市子ども・子育て未来プラン策定の基礎資料といたしました。

令和2年度には、子どもの最善の利益を保障することの啓発を目的として、東大和市子ども・子育て憲章を策定し、その周知に取り組んでおります。

このように当市においては、法施行前から法の理念に合った取組を実施していますが、法施行後においても、自分の住むまちについての意見を聴くワークショップとして、小学生を対象に、こどもスマイルムーブメントをするなど、法の理念に沿った取組を行っております。

次に、今後の施策についてであります。市では次期子ども・子育て未来プランの策定に当たり、中学生及び高校生を対象としたアンケート調査の実施を令和5年度中に予定しております。

今後につきましては、意見の聴取方法について、アンケート方式にとどまることなく、子供たちを対象にしたワークショップの開催など、様々な方法により意見を収集し、施策の検討に役立ててまいりたいと考えております。

次に、市民を対象とした事業展開についてであります。市では、こども基本法についての周知等は特段行っておりませんが、市民の皆様が子どもの権利について学ぶ機会として、東大和市子ども・子育て憲章の啓発等を実施しております。

今後につきましては、市内全体で関心を高めるために、子供や保護者の参加のほか、広く市民が参加できる環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、学校教育における対応についてであります。市では、市内の小・中学校に東大和市子ども・子育て憲章のパネル及びカレンダーなどの啓発物を配布し、校内での掲示により、小・中学生に対し子供の権利に関する啓発を行っております。

今後も教育委員会等と連携・協力し、東大和市子ども・子育て憲章を積極的に活用し、学校教育における子供の権利について学ぶ教材の一つとするなど、新たな取組について検討してまいりたいと考えております。

次に、空堀川沿いの桜の回廊に係る今後の事業展開についてであります。東京都が整備中の空堀川旧河川部の緑道につきましては、令和6年度から市が都市公園として管理する予定でありますことから、当該都市公園の役割等を踏まえ、桜の植樹について検討してまいりたいと考えております。

また、空堀川の新河川の管理用通路につきましては、引き続き東京都へ桜の植樹を要望してまいりたいと考えております。

次に、空堀川周辺へのベンチやトイレの設置に向けた検討状況についてであります。現在作業を進めております「上北台駅北側地域の魅力あるまちづくりと空堀川周辺のみどりの再編の方向性」におきまして、空堀川旧河川部の緑道においては、今後街灯や公衆便所などの設置について検討を行うこととしております。

次に、末広公園の整備内容についてであります。老朽化した遊具等を撤去し、木製複合遊具の設置や新たな遊具への更新を行っているところであります。

また、外柵や植栽等の改修を行うとともに、雨水浸透施設の設置を行っているところであります。

次に、令和6年度以降の公園整備の計画や考えについてであります。今後の公園整備の計画等については、都市マスタープラン等の都市づくりに関連する計画の改定に併せて、来年度には市全体の公園整備について計画等の策定に着手する予定です。

その計画の中で、市全体の公園整備についての考えをお示しすることになると思いますが、例えば遊具の老朽化など、緊急性の高い公園整備については、必要に応じて個別に対応していきたいと考えております。

次に、地域ニーズや市内全域のバランスに配慮した公園整備の考えについてであります。今後市全体の公園整備の計画等を策定する中で、公園の機能や役割分担、配置、公園の在り方などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、自転車用ヘルメット購入費補助事業についてであります。利用状況については、事業協力店からの聞き取りによりますと、令和5年11月15日時点で、補助対象予定1,000個に対し403個であります。また、着用率の向上へ向けた取組については、市報、市公式ホームページ、市民に配布するチラシなどによる広報啓発活動を行っているところであります。

次に、自転車運転に係る安全対策の取組についてであります。市では、東大和警察署等の関係機関の御協力をいただきながら、交通安全教室や交通安全講習会を各種実施しております。

また、新たな取組として、令和5年11月に開催された東やまと産業まつりにおいて、交通ルールを楽しみながら習得できる自転車シミュレータの体験ブースを出展するなど、啓発の強化も行っているところであります。

次に、（仮称）東京街道運動広場の進捗状況と今後の見通しについてであります。現在東京都による運動広場全体の工事が進められており、運動広場に附属する管理棟につきましては、市が工事に着手するところであります。

今後は令和6年8月頃に運動広場の工事が完了する予定のため、適宜、東京都からの譲与に係る手続等、利用開始に向けた準備を進めてまいります。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○15番（中間建二君） 和地市長のほうから詳細な御答弁いただきました。ありがとうございます。

御答弁を踏まえまして、再質問をさせていただきます。

初めに、こども基本法に関する当市の行政運営への影響についてでありますけれども、市長答弁では、こども施策全般にわたって、こどもや子育て当事者の意見を反映させていくための意見聴取の仕組みづくり、環境を整えていく必要があるとのことでありました。この後の質問でもお尋ねをしておりますが、法施行以前から、本市として独自に子供本人や子育て当事者からの意見を伺い、施策に反映されているよう努めてこられたものと思います。

その上で、今後課題として挙げられた意見聴取の仕組みづくりと環境整備にはどのように取り組んでいかれるのか、この点について伺います。

○子育て支援課長（原 里美君） 市では、公式LINEを活用し、高校生相当の年齢の若者が対象の高校生等応援給付金の申請時に、市の施策などについての意見やニーズを聴取するアンケートを行う予定であります。

また、令和6年度には、子供や若者の意見を直接聴く場として、ワークショップの開催について検討しております。

今後は意見を聴取するための仕組みを拡大していくため、先進的な取組事例の情報を収集し、様々な手法の導入について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 本年9月27日付で、和地市長は令和6年度予算編成方針を示されております。当面する当市の課題また中長期的な課題を見据えて、これまでの予算編成方針からさらに踏み込んだ和地市長らしい力強いものと評価をしております。その中で、予算編成において重視する考え方として、「今のありがとうだけではなく、未来のありがとうのために」を掲げられております。また、当市の輝きプランにおける第1の重要施策は子ども・子育て支援施策の推進となっております。

来年度、令和6年度の予算編成においては、このこども基本法の理念を当市の施策に反映していくためにどのような視点で取り組まれるのか、この点での和地市長のお考えを伺います。

○市長（和地仁美君） 私といたしましては、以下の3つの視点を持って施策を進めていこうというふうに考えております。

1つ目は、子供目線に立った施策。子供たちの意見を尊重しながら、子供たちの健やかな育ちを支え、子供たち自身が主体的に成長できる環境をつくるための施策を検討していきます。

2つ目の視点といたしましては、地域社会との連携でございます。保護者や地域社会と連携し、地域を生かし、地域で子供たちを育て、子供たちの生きる力を育むための施策を検討してまいります。

最後、3つ目になりますが、こちらは長期的な視点。一時的な施策だけではなく、子供たちが将来社会で活躍できる人材に育つことを前提とした長期的な視点からの施策を検討していきたいというふうに考えております。

これらの視点を持ちながら、子供たちが健やかに育ち、自分の可能性を最大限に引き出せるような東大和市となることを目指して、様々な施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

しかし、それぞれの施策が子供たちにとって最良のものであるためには、子供たちの声はもちろん、市民の皆様声を聞き、反映することが大切であるというふうに考えております。そのためにも、先ほど担当のほうから答弁させていただきましたように、LINEなどをはじめとしたデジタル技術を活用して市民の声や若者の声を聞く様々な方法をつくってまいることも重要だと考えておりますし、昨日開催させていただきました、あのようなこどもスマイルムーブメントというような、子供たちと直接私自身も会うし、職員も会って、子供たちと触れて直接の声を聴く、そのような機会もたくさん設けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。新年度予算の策定においても、このこども基本法の理念を最大限に尊重し、子供目線、地域との連携、また未来を見据えた視点を持って取り組んでいかれるものと受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、こども基本法第10条では、国が策定するこども大綱や、都道府県が策定するこども計画を勘案して、市町村としてのこども計画を策定することが努力義務とされております。その際には、他の子ども・若者施策に関連した計画と一体として策定できることとされておりますが、当市においてはこのこども計画の策定にはどのように取り組んでいかれるお考えなのかお尋ねをいたします。

○子育て支援課長（原 里美君） 市では、法で求められている市町村子ども計画を東大和市子ども・子育て支援事業計画など5つの計画と合わせて、令和7年度を始期とする次期東大和市子ども・子育て未来プランとして一体的に策定する予定でございます。

以上です。

○15番（中間建二君） 今御答弁いただきましたこれから策定に取り組みられる次期東大和市子ども・子育て未来プラン、子ども基本法で定められている全ての子どもが意見を表明する機会の確保や、全ての子どもの最善の利益が優先して考慮される等の施策の推進についても、この計画の中に位置づけられていかれるということになるのか、現状のお考えを伺います。

○子ども未来部長（志村明子君） 子ども基本法では、国が策定する子ども大綱などを勘案して市町村子ども計画を策定することが市町村の努力義務とされております。

国の子ども大綱は現在策定途中ではありますが、中間整理が公表されており、その中では、子ども施策に関する基本的な方針として、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることや、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていくことなどが挙げられておりますことから、市の計画におきましても子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るための子ども・若者施策について、子ども等の意見を聴取し、計画に反映させ、施策として位置づけていきたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

それでは続いて、②の「全ての子どもが意見を表明する機会の確保」「全ての子どもの最善の利益が優先して考慮される」と規定されていることについてお尋ねをしておりますが、先ほどの市長の御答弁では、東大和市子ども・子育て未来プランの策定におけるアンケート調査、東大和市子ども・子育て憲章の制定、また直近では今年度、東京都と民間事業者による子どもスマイルムーブメントを実施されたとのことでありました。先ほど市長からも御答弁いただき、また私も見学をさせていただいたところでございます。

それらの事業効果、実績等について、再度御説明をいただけますでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） 平成30年度に実施した中学生・高校生に対してのアンケート調査につきましては、回収率は約35%で、中学生・高校生の生活実態のほか、施策に対する要望や意見を把握いたしました。

子ども・子育て憲章の啓発の取組としましては、公民館事業や産業まつりなどでワークショップを実施し、子ども基本法に取り入れられている子どもの最善の利益や子どもの意見の尊重について参加者に学んでいただきました。

子どもスマイルムーブメントにつきましては、小学生を対象に、令和5年10月9日と昨日12月3日に実施し、ワークショップやものづくり体験を通じて、自分の住むまちについて考え、どんなものがあつたらいいかなど、子供たちの意見を聴き、またその意見の一部の実現を通して、子供たちがまちづくりに参加しました。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、今後の施策展開についてもお尋ねをしておりますが、先ほどの御答弁では、次期子ども・子育て未来プランの策定に当たっても、中学生・高校生本人を対象としたアンケート調査を行うほか、子供たちを対象にしたワークショップなど、様々な方法による意見聴取を行っていくとのことでありました。

これらの手法は、次期子ども・子育て未来プランの策定のみならず、今後子ども施策全般にわたって幅広く取り入れていかれるというお考えなのか、再度伺わせていただきたいと思います。

○子ども未来部長（志村明子君） 全ての人にとってかけがえのない宝であり、未来の希望である子供や若者を権利の主体として捉え、その最善の利益を保障していく施策を推進していくことは、市の将来への投資になると考えております。そのため、子供・若者に係る施策を幅広い分野で取り組み、充実させていく必要があると考えております。

子供たち自身が自分の未来に夢や希望を持ち、市の将来を担う人材として健やかに成長し、活躍していくために、市の施策全般において組織横断的に取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。市の施策全般においてということが大変に大事になってまいります。

昨日の子どもスマイルムーブメントも、ある意味ではまちづくりというテーマでありますので、狭く見れば子ども施策ではないかも分かりませんが、しかし子供が主体的にまちづくりに関わっていく、未来を考えていく、そして子供が作られたベンチが今日ですか、昨日ですか、そのままこの市役所の中庭に置かれているということで、子供にとっても本当に貴重な体験になったのではないかと思っております。

続いて、今定例会の初日の補正予算では、東大和市独自の高校生等応援給付金が計上されましたが、この給付金の申請の際に、LINEの機能を活用して迅速に給付することに加えて、子育て施策に関するアンケート調査を実施されるとのことでありました。

高校生世代の若者に市が直接アクセスできる独自のツールを持つことは、今後の子ども施策、若者施策を進めるに当たって、当事者の声をダイレクトに受け止めることができるなど、非常に有効な活用が期待できるものと思いますが、この点ではいかがでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） 高校生等応援給付金の申請時に、市公式LINEにおいて高校生世代の若者の友だち登録が増えることにより市の施策の周知が図れ、市に関心を持っていただくきっかけになると考えております。

今後市の公式LINE機能の充実等の際には、高校生世代の若者からの意見聴取が行えると考えております。以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。有効なツールとなり得ますので、しっかりと活用を推進をしていただきたいと思います。

続いて、③の子ども基本法や、子どもの権利について学ぶ機会の確保についてお尋ねをしております。

市民を対象とした事業展開については、子ども基本法についての周知啓発はまだ行っていないとのことでありますが、子どもの権利について学ぶ機会として、東大和市子ども・子育て憲章の周知に取り組んでおられるとのことでありました。

令和2年に制定された東大和市子ども・子育て憲章では、児童の権利に関する条約に定められた子どもの4つの権利や4つの原則が反映されたものとして、東大和市の小・中学生と子育て当事者の参加の下で原案が策定され、市議会での議決を得て制定をされたものであります。制定に当たっては、一部の市民から反対の意見があり、また市議会の議決においても残念ながら全会一致にはなりませんでしたが、今振り返ってみても、子ども基本法の理念が包含された先進的なものであると理解をしております。

こども基本法と当市の子ども・子育て憲章との関係を市はどのように評価をしておられるのか伺います。

○子育て支援課長（原 里美君） 東大和市子ども・子育て憲章は、子どもの権利条約の理念を尊重して作成し、また、こども基本法についても、子どもの権利条約の4つの原則の内容が取り入れられております。このことから、東大和市子ども・子育て憲章は、こども基本法の理念とともに子供の権利の内容を包含しているものであると考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 国においては、間もなくこども施策の基本的な方針と重要事項等を明記したこども大綱が策定されることとなっており、その原案が公表されております。その中では、全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知をする、学校教育においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとされております。

東大和市子ども・子育て憲章の周知啓発に加えて、こども大綱に沿った形で、こども基本法の趣旨や内容についても広く子供や若者に理解が深まるよう取組をお願いしたいのですが、この点ではいかがでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） こども基本法第15条には、こども基本法と子どもの権利条約の趣旨や内容の周知啓発に努めるよう定められております。

現在東大和市子ども・子育て憲章の啓発は子どもの権利条約の内容と併せて行っておりますが、今後こども基本法の内容も加え、分かりやすい説明方法なども含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、学校教育における対応についても伺っております。

市長答弁では、学校教育においても、教育委員会等と連携・協力し、東大和市子ども・子育て憲章を積極的に活用し、子供の権利について学ぶ教材の一つとするなど、新たな取組について調整を図っていかれるとのことでありました。

この点では、教育委員会はどのようなお考えをお持ちなのか伺わせていただきます。

○指導担当課長（菅野恭子君） 東大和市子ども・子育て憲章の活用についてであります。先月の11月の校長会及び副校長会においては、子ども未来部が作成しましたカレンダー、東大和市子どもと大人のやくそく、これを紹介いたしまして、各学級や学校での活用方法について話題にいたしました。また、コミュニティ・スクールとして、地域や保護者の方々もこの内容を意識して学校とともに子供たちを育てていけるよう、学校運営協議会等で紹介するなどの取組も奨励をしております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

この東大和市子ども・子育て憲章の理解促進に加えまして、学校教育においては、これまでも子供自身を権利の主体と捉え、子供自身が主体的に関わりや意見を表明し、物事を決定していく事例も多くあるものと思います。

東大和市子ども・子育て憲章を学ぶ中で、こどもの権利を理念として位置づけ、こども・若者の意見表明と、その意見の尊重と参画を最大限に保障しているこのこども基本法について学ぶ機会についてもぜひ提供してい

ただきたいと考えますが、この点ではいかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 東大和市子ども・子育て憲章を活用したこども基本法について学ぶ機会の提供についてであります。学校教育の中で行われます人権教育につながるものであると考えております。東京都教育委員会が作成しております人権教育プログラムには、喫緊の教育課題の事例として「子供」という項目があり、これに付随してこども基本法などの資料が掲載されたり、子どもの権利条約を踏まえた実践事例が紹介されたりしており、これを活用して学んでいるところです。

さらに、今年度の生活指導主任会では、こども基本法において、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられたこと及び新生徒指導提要、これでも子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供が意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つたりすることの重要性が述べられているということについて、具体的な事例を共有しながら取り組んでいるところであります。

今後も各学校の教育活動の実態に応じて、こども基本法について学ぶ機会を充実できるよう情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。こども基本法についても学ぶ機会も進めていただけるということで感謝申し上げます。

こども基本法の成立に大きな貢献をされた日本大学の末富 芳教授のインタビュー記事を先日拝見いたしました。こども基本法が施行された意義とは何かとの問いに対して、理念として、こどもは権利の主体であるとして位置づけられたことが非常に大きい。こどもを大人が保護すべき対象として捉えるだけではなく、大人と同じように一人の人間として権利を持った主体だと明確に定義をされた。こどもの権利を守るために絶対に外してはならないことは、こどもたち自身が自分たちは権利の主体なんだという意識や自覚を育める学びの場を積極的につくることです。そもそも権利とは何か、どんなことが権利の侵害に当たるのか、そうした知識を持っていなければ、学校や家庭内で大人から言われたこと、されたことに対して、これは権利侵害なんだという認識を持つことはできません。認識することで初めて安心して相談することもできるのですと述べられております。

また、こどもたちの人権意識の向上を阻むものがあるとすれば、それは何だと思われませんかとの問いに対して、一言で言えば、沈黙の文化です。こどもなんだから我慢しなさい、黙って大人の言うことを聞きなさいと我慢や沈黙を強いられ、意見を表明する機会を奪われ、人権とは何かを学ぶ機会すらも奪われてきたのがこれまでの日本社会だとも言える。沈黙の文化の対義語は、対話の文化です。しかし、この対話の文化が日本社会には十分に育っていない。人間には、できれば誰かを幸せにして、そして自分も幸せでありたいという本然的な願いがあります。その優しさを真っ先に向けるべきは、こどもたちをはじめ、社会的に弱い立場に置かれている人ではないでしょうか。そうした人たちに優しい気持ちを向けてこそ、社会は初めて明るくなり始める。社会で一番置き去りにされがちな人の幸せに対して目を向けてこそ、あらゆる人々が幸せになれるという認識が共有されていく。人権を大切にすることは、自分も相手も幸せになるためであり、究極は平和のためだと思っています。対話の目的を平和という一語をもって繰り返し強調されることに尊敬の念を抱いているとも述べておられます。

大人も子供も広く全ての人が人権、生きる権利、幸せになる権利を等しく持っているということをお子たちに、また広く市民が共有できますように、対話の文化による平和の構築が東大和市で進みますように引き続きのお取組をお願いをいたしまして、この1番目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（大后治雄君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（中間建二君） それでは、午前中に引き続きまして再質問をさせていただきます。

2番目の空堀川の周辺環境の整備についてであります。先ほど市長の御答弁では、令和6年度から市が管理を予定している空堀川旧河川部の緑道に桜の植樹を検討していかれるということでございました。

この旧河川部の緑道の面積、また総延長距離などはどのくらいになるのか、また現状でも緑道の整備は進んでいるものと思いますが、今後東京都から市に管理が移管されるに当たりましての役割分担等は明確になっているのか、また桜の植樹を進めるに当たって、市の判断でできるのか、東京都との協議が必要になるのか、この点について伺わせていただきます。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 旧河川部の緑道でございますけれども、面積のほうは約1万平方メートル、総延長が約1キロというふうに認識しているところでございます。

令和6年度から、東京都から占用許可を受けまして市が都市公園として管理していくことから、都市公園としての役割を果たせるように、今後東京都と詳細な役割分担について調整を行っていく予定でございます。

桜の植樹を進めるに当たりましては、河川区域であることから、東京都との協議は必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） この市に管理が移管される旧河川部の緑道の面積が1万平米、また総延長が約1キロということで、この空堀川の東大和市内を流れる部分の総延長は約4キロメートルだというふうに承知をしております。約4分の1の長さに当たる部分が市に管理が移管を、旧川ですけれども、移管をされるわけですので、これから東京都に桜の植樹を、空堀川沿いに桜の回廊を実現するために植えていただく要望を重ねていかれるかと思いますが、まず東大和市でできることは東大和市でやはりやっていると、東京都に対するこの桜の回廊を実現したいという市の意欲といいますか、思いがやはり伝わっていかないとしますので、市に管理が移管される部分についてはできるだけ早く、また市のこの桜の回廊を実現したいという思いが東京都に伝わるようにぜひ進めていただければと思っております。

続いて、この新河川の管理用通路への桜の植樹については、引き続き東京都に要望をされるということでございましたが、東京都においてはこれはもう前向きに検討をさせていただいているものと理解してよいのか、また隣の市にはなりますが、東村山市の浄水場付近では桜の植樹がもう既になされているかと思いますが、当市でも同様な形で桜の回廊を実現していかれると受け止めてよいのか、この点についてはいかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東京都建設局からは、令和5年2月時点では検討中との回答を得ています。

検討状況につきましては現時点では分かりかねますが、水と緑のネットワークの実現に向け、引き続き東京都へ桜の植樹を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 現状ではまだ見通しは立っていないということで受け止めざるを得ないとは思いますが、いずれにしても、東大和市としては、この空堀川の管理用通路への桜の植樹を市ができる部分は進めなが

ら、また東京都にも要望を行っていくということでございますので、長期的な事業にはなるかと思いますが、着実に推進がされますことを心から御期待を申し上げます。

続いて、この空堀川緑道管理用通路についてのベンチやトイレの設置についても伺っておりますが、この旧河川部の緑道においては、今後街灯や公衆便所などの設置について検討を行うとの御答弁でしたが、来年には、壇上で申し上げたように、芝中調整池の跡地に親水広場が整備されることによりまして、さらにこの間の通路の利用者が増えることが予想されます。

従来から散策される方が利用できるベンチやトイレの設置を要望してまいりましたが、この旧河川部の緑道ではいつ頃の設置が可能なのかお伺いをいたします。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 市としましては、設置が可能となるのは都市計画公園事業としての認可取得後と考えており、現時点では令和9年度以降になると考えております。

なお、事業認可取得前までには、都市計画公園への決定、変更等の手続が必要となります。

以上でございます。

○15番（中間建二君） まだ令和9年度、少し先のように受け止めざるを得ないんですが、市のほうで空堀川を桜の回廊にしていくということは、市の魅力や、またはにぎわいの創出について取り組んでいかれる、要は人にたくさん来ていただくような場所にしていきたいという意思表示だと思っております。

そういう意味では、この場所にはどうしても休憩場所としてのベンチやトイレの設置が必要だと私は考えますけれども、市としてはこのベンチやトイレの設置の必要性についてはどのように御認識を持っていらっしゃいますでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 先ほど市長から答弁があったとおり、現在作業を進めております当該地域の方向性におきまして、当該緑道においては、今後街灯や公衆便所などの設置について検討を行うこととしていることから、市としてベンチやトイレの設置については必要であると認識をしております。

一方で、設置に当たっては、河川区域であることや、桜の植樹と同様、東京都との協議が必要であるとともに、特にトイレの設置については、近隣の方の御理解を得ることや給排水設備の新たな整備などの課題があると認識をしております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） トイレについては今御答弁いただいたような課題があることも理解できますので、時間がかかることはやむを得ないと思うんですが、せめて先ほど来の桜の植樹、またベンチの設置についてはできる限り速やかにお取組をお願いしたいと思います。昨日、すばらしいベンチが市の中庭にスマイルムーブメントで設置をしていただきましたので、ぜひこの空堀川管理用通路にも設置の推進をお願いしたいと思います。

また、トイレについては時間がかかるということでもありますので、前回からお願いをしておりますが、近隣の公共施設のトイレや、または御理解、御協力いただけるコンビニ、または最近はドラッグストア等もたくさん増えてきておりますが、そういうお店のトイレを利用するための案内看板の設置等については、現状どこまで御検討をいただいているのかお尋ねをいたします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） トイレの案内看板の設置等についてでございますけれども、空堀川旧河川部の緑道を令和6年度から都市公園として管理していくことから、案内看板の設置等の必要性について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。この場所にトイレができるまでの間、できることはぜひ速やかに進めていただければありがたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

続いて、3点目の特色ある公園整備についてでありますけれども、末広公園の整備の内容についてお伺いをいたしました。

末広公園の整備については、従来の遊具の更新や新設に加えまして、今の工事の様子を見ておりますと、公園全体をリニューアルするような形となっております。新設の公園整備に近いものでありまして、近隣住民も大変に楽しみにされているというふうに向っております。

この公園の整備については、東大和市特色ある公園整備基本方針との関連ではどのように位置づけられているのか、また今後同様の手法で公園整備を進めていただきたいと考えますが、現状でどのような検討がなされているのかお伺いいたします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 末広公園の改修についてでございますが、東大和市特色ある公園整備基本方針の補助的な公園のテーマのうち、カラフルな遊具のある公園の位置づけでございます。

公園の整備につきましては、今後策定する市全体の公園整備の計画等を策定する中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） なかなかこの、新しく公園を丸々造るというのは現実的に土地の確保等難しい中で、今回のような形での全面リニューアルまたは雨水対策等も含めた工事も今行われているというふうに承知しております。ぜひ今後も、予算はかかりますが、必要な整備を御検討いただきたいと思えます。

続いて、既にこの東大和市では、東大和市特色ある公園整備基本方針が策定をされておりまして、公表もされ、また一定の計画、構想が示されているわけでもありますけれども、さらに新たに計画を策定を進めていくという、その理由について伺わせていただきたいと思えます。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 計画等の策定についてでございますけれども、これまでの公園等は、特色ある公園整備基本方針に基づき、公園を特色づけ、地域交流の拠点としてふさわしいテーマを設定するとともに、公園施設長寿命化計画に基づきまして、公園の安全性やコスト縮減等の観点を踏まえながら整備等を進めてまいりました。

今後公園等のさらなる魅力の向上を図るためには、現在改定作業を進めております都市マスタープランとの整合を図りつつ、公園の機能や役割分担、配置等を含め、市全体の公園の在り方などを検討していく必要があることから、新たな計画策定を進めることとなったものでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 今御説明いただいたような計画策定の必要性についても理解はできるところであります。また一方で、過日の議員全員協議会におきましては、狭山緑地へのローラースライダー整備の計画が示されましたほか、また私も公明党会派としても繰り返し求めてまいりました木製遊具の設置についても、数年をかけて今進めていただいております。大変に好評を博しております。また、東京都の補助金を活用したインクルーシブ公園の整備についても求めてまいりましたけれども、これらについては引き続き事業を進めていただけるというふうな理解をしてよいのかお尋ねをいたします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 今後の公園整備につきましては、ローラースライダーの整備につきましては、現在行っている基本計画、基本設計を進め、令和9年度の供用開始に向けて事業を進めてまいりたいというふ

うに考えているところでございます。

また、老朽化した遊具の更新につきましては、木製遊具の設置を引き続き実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

インクルーシブ公園につきましては、整備していく必要があることは認識しているところでございますが、整備のための課題が多岐にわたるため、様々な意見等を踏まえ、検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

今後市全体の公園整備の計画等を策定する中で、現在進めている事業を含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、③健康器具の設置等についてもお尋ねをしておりますが、この健康器具の設置については、これまでの東大和市特色ある公園整備基本方針にも、その設置促進が明記をされておりますけれども、現状ではどのような検討を行ってきたのかお伺いをいたします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 健康遊具でございますけれども、公園長寿命化計画を考える中で、健康遊具の設置についても検討してまいりました。

今後市全体の公園整備の計画等を策定する中で、健康遊具の設置が必要な場所につきましても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 子育て世代の方が利用されるのは当然といたしまして、高齢者の方も増えている中でこの健康器具、健康遊具に対するニーズも高まっておりますので、ぜひ引き続き設置を推進をお願いしたいと思っております。

また、ここでもう一点伺っておりますが、近年はペットブームもありまして、犬を飼っている方が相当増えているというふうに受け止めております。犬の散歩に適した公園については、市としてはどのようなニーズがあるというふうに受け止めていらっしゃるのか。また、ドッグランの設置の要望については従来から上がっておりますが、例えば一定の時間は犬を連れた方が優先に散歩ができるですとか、または公園のトイレの前にリードをつなぐ場所を設置するなど、利用しやすいような配慮も必要だと私は考えておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 犬の散歩へのニーズでございますけれども、犬を飼っている市民の方が増えているということは認識しているところでございますが、公園内における犬の散歩は、リードをつけるなどにより他の公園利用者の妨げとならない範囲で問題ないというふうに考えているところでございます。

リードをつなぐ場所の配慮などにつきましては、他市の事例などを参考にしながら調査研究する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 犬の散歩に適した公園ということで、やはり犬を飼っていらっしゃる方、散歩されている方にお伺いいたしますと、やはりリードを短時間であっても放すことができる公園の設置、ドッグランのような利用を望まれてる方がやはり多くいらっしゃいます。また、リードをつなぐ場所の配慮ということで、このほど都立東大和南公園のトイレの前には、実は犬のリードをつなぐ場所を作っていただきまして、これは木

戸岡議員とともに都立東大和南公園のほうに直接要望させていただいたところ、都立公園のほうから、公園のほうの現場の職員の皆様の手作りですばらしいリードをつなぐポールを設置をさせていただきまして、やはり散歩中にトイレに行きたくなったときに大変に助かるということで好評のお声をいただいております。

ぜひ、同様な形で東大和市でも、公園のトイレの前にこのようなリードをつなぐ場所の設置についてもぜひ引き続き御検討をお願いをしたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

公園については以上とさせていただきます。

続いて、4点目の自転車運転の安全対策について再質問をさせていただきます。

自転車用のヘルメットの購入費補助についてはいち早く実現をさせていただきまして、感謝を申し上げます。1,000個分の補助の予定に対して400個を上回るまで実績が上がっているとのことでありました。私も市民の皆様に対しまして積極的に自転車ヘルメット購入、呼びかけておりますが、市民の皆様からは、ヘルメット購入のきっかけになったということで大変に喜ばれるお声をいただける一方で、まだまだこの補助制度をせっかく市が用意していただいたことが知られていないとも感じております。

何より、自転車運転時のヘルメット着用が努力義務とされたことに対する理解が不足しているとも感じておりますが、現状をどのように受け止めておられるのかお尋ねをいたします。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 現状につきましては、努力義務とされる前と比べますと、自転車用ヘルメットを着用されている方は増加しておりますが、まだまだ着用されていない方も多い状況であると認識しております。自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っており、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなるとのデータもございます。

着用を進めるためには、このような着用の効果を理解していただく工夫をしながら、さらなる補助制度の周知を図っていく必要があると受け止めております。

以上でございます。

○**15番（中間建二君）** ありがとうございます。引き続きお取組をお願いをいたします。

続いて、自転車ルールの周知、運転マナーの向上についてでありますけれども、この自転車運転のルール周知、マナー向上などの安全対策につきましては交通安全教室や交通安全講習会を実施しているという御答弁でございました。

その中で、自転車運転のルールについては、どのような内容を周知をして安全対策を図っておられるのかお尋ねをいたします。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 交通安全教室や交通安全講習会においては、対象者の年齢に応じて、自転車安全利用五則を基本とした自転車運転のルールを周知しております。

なお、自転車安全利用五則の内容は、1として、車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先、2として、交差点では信号と一時停止を守って、安全確認、3として、夜間はライトを点灯、4として、飲酒運転は禁止、5として、ヘルメットを着用となっております。

以上でございます。

○**15番（中間建二君）** 今御説明いただきましたけれども、一番の基本的なルールであり、交通安全対策を進める上で遵守すべき事項として、自転車は車道の左側を通行するという、また歩道を通行する際は、例外的に認められるが、その際も徐行するという事になっていることであるというふうに考えております。

多くの皆様、御認識があるかと思っておりますけれども、広い幹線道路でありまして車道の右側を通行する自転車

や、または歩道をスピードを出して走行する自転車を見かけることがあります。やはりこのような行為については東大和警察署とも連携をしまして取締り、または市としても強力に注意喚起を行う必要があると考えますが、この点ではいかがでしょうか。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 自転車の運転者に対する注意喚起として、東大和市自転車通行空間環境整備計画に基づき、市内の幹線道路において計画的に自転車ナビマークの設置を進めているほか、自転車の通行が多い歩道に、自転車は車道寄りを徐行等の看板や路面標示を設置することなどの対策を行っております。

また、警視庁においても、令和4年10月31日から、自転車による信号無視、一時不停止、右側通行、徐行せずに歩道通行の4項目の悪質な違反行為がいわゆる赤切符の交付対象となるなど、取締りの強化を行われており、東大和警察署においても実際に赤切符等を含めた取締りを実施していると聞いております。

引き続き、東大和警察署等の関係機関と連携し、注意喚起等を行っていく必要があると認識しております。以上でございます。

○**15番（中間建二君）** ぜひ取締り、または注意喚起強化をお願いしたいと思います。

またもう一つ、市として自転車ナビマークの設置をこれまでも求めてまいりましたし、また推進していただいていることも承知をしておりますが、特にこの危険な道路については、左側通行を呼びかける看板の設置ですとか、この自転車ナビマーク、路面標示、今幹線道路には推進をされておりますが、一部生活道路にも進めることも有効だと思いますけれども、この点ではいかがでしょうか。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** これまでも、市民の皆様や東大和警察署などから御指摘をいただいた危険箇所には看板や路面標示の設置を行うほか、市報や公共自転車等駐車場で、自転車安全利用五則の周知を図るなどの交通安全対策を実施してまいりました。今後につきましても、必要に応じて対策を進めてまいります。以上でございます。

○**15番（中間建二君）** ありがとうございます。道路交通課におきましては、様々な現場の声を受けて、現場第一でスピード感を持って安全対策に取り組んでいただいております。感謝を申し上げます。

引き続き、この自転車事故の防止、または自転車運転は当然歩行者、また車を運転する方の事故にもつながるわけですので、安全対策の強化が図られますように引き続きのお取組を何とぞよろしくお願い申し上げます。

この質問は以上とさせていただきます。

最後に、5番目の清原地域に整備をされる人工芝グラウンドについてお尋ねをいたします。

市長答弁では、令和6年8月に工事完了予定とのことでした。

その後の管理の移管手続等を踏まえすと、実際に完成された人工芝グラウンドを市民の方が利用できるのはいつになるのか。また、東京都によって人工芝を備えたグラウンドを整備をしていただくことになるわけですが、管理が市に移管される上では、今後の維持管理等の経費は市が担うことになるかと思えます。

一定の歳入の確保の目で考えれば、曜日や時間帯によって料金設定に変化をつけることで未利用の時間ができるだけ少なくなるように考慮するなど、稼働率を高める方策についても検討していく必要があると考えますが、現状の見通しについてお尋ねをいたします。

○**教育部長（小俣 学君）** （仮称）東京街道運動広場の開設の見込みと稼働率を高める方策についてでございますが、運動広場の工事の完了につきましては、市長答弁でもございましたとおり、令和6年8月頃ということで見込んでいますところでございます。その後必要な手続などもございますので、そちらを済ませまして、

その後、市民の皆様への利用開始ということを考えますと、令和6年の秋頃に開設をすることになるのかなというふうに考えておりました、その時期を目指して準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、議員がお話しされておりますとおり、運動広場におけます歳入の確保につきましては、稼働率をやはり高めていく必要があろうかと思っております。その稼働率を高めるための方策といたしましては、他市でも、例えば平日と土日で金額が違うとか、そういうことで平日の利用率を高めるとか、様々な料金設定の仕方をしているところも承知をしているところでございますが、それら他市の状況なども参考にしながら現在検討をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

来年の秋頃ということで、9月か、10月か、11月かということでございますので、ぜひ多くの市民の皆様、スポーツ関係者の皆様待望の人工芝グラウンドが様々な紆余曲折ありながら、ようやく来年に開設ができるところまで進んでおります。引き続き、市民の皆様に喜ばれる人工芝グラウンドの利活用が進むことを期待をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木下富雄君

○議長（東口正美君） 次に、9番、木下富雄議員を指名いたします。

[9番 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、自由民主党新政会の木下富雄です。通告に従いまして、一般質問いたします。

本定例会におきましては、3題質問いたします。

1、教員の働き方改革について。

①教員の勤務時間に関する上限指針について。

2といたしまして、都市農業の振興についてお伺いいたします。

①都市農業に対する支援策について。

ア、市内農地の現状に対する認識と課題、今後の対応について。

イ、市内農家に対する支援施策の現状と今後の対応について。

3といたしまして、公用車について。

①公用車の現状と課題、今後の取組についてお伺いいたします。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[9番 木下富雄君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、教員の勤務時間に関する上限についてであります。当市においては、東大和市立学校の管理運営に関する規則において、所定の勤務時間を超過した時間数、いわゆる時間外の勤務時間数が一定の水準を超えぬよう、教員の業務量を適切に管理することを定めています。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、市内農地の現状と課題、今後の対応についてであります。農地につきましては、相続等の際に農業後継者がいないため農地転用が進んでいることなどから、減少傾向にあると認識しております。

課題につきましては、農地を保全していくために、新たな農業の担い手を確保し育成することであると考えております。

今後につきましては、農業後継者育成支援事業をはじめとした後継者の育成や、農業経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内農家に対する支援の現状と今後の対応についてであります。現在東京都の補助制度を活用して都市農業経営力強化事業補助金を交付するなど、都市農業の育成及び活性化に資する支援を行っております。

今後も引き続き、こうした補助制度を活用しながら、市内農家が農業経営の意欲を高められるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、公用車の現状と課題、今後の取組についてであります。現在市では80台の庁用車を管理し、そのうち11台が電気自動車などのクリーンエネルギー車であります。こうしたクリーンエネルギー車は、災害時等における電源の確保などが課題と考えております。

これらの課題に対する検討を行いながら、今後も車両更新時におけるクリーンエネルギー車の導入を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、教員の勤務時間に関する上限指針について御説明いたします。

当市では、東大和市立学校の管理運営に関する規則において、令和2年4月1日より時間外勤務に関する基準を定め、教員等の業務量の適切な管理を行っております。

基準につきましては、1か月の上限として45時間、1年の上限として360時間を範囲内としております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに、近年社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化している中、教師の長時間勤務が看過できない状況になっていると言われております。

そこで、当市における直近3か年の教員の皆様の時間外勤務時間の推移を教えてください。

○教育部参事（小野隆一君） 令和2、3、4年度の時間外勤務時間の推移についてでございますが、小学校では80時間以上の割合が3%、3%、ゼロ%、45時間未満の割合は69%、68%、75%、中学校では80時間以上の割合が6%、9%、5%、45時間未満の割合は65%、64%、68%と、小・中学校ともに時間外勤務時間は縮減傾向にございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございました。

時間外勤務時間の推移につきましては確認させていただきました。当市は既に上限指針の規則が整備され、時間外勤務時間についても着実に縮減されていることが確認できました。

そこで、改めて確認させていただきたいのですが、文部科学省が令和5年8月時点の各教育委員会における上限指針の整備状況について調査を行いました。

その資料の公表を行いました。そこで規則を整備する予定がないと回答した自治体数は43市町村でありまして、当市も含まれておりました。その後、改めて精査、確認させていただきましたところ、自治体数は34となり、当市は含まれておりませんでした。この経緯について詳しく教えていただけたらと思います。

○**教育部長（小俣 学君）** 文部科学省が本年8月に行いました調査の回答をするに当たりましては、確認が漏れまして、誤った回答を行っておりました。市民の皆様にご迷惑が伝わりましたこと、御心配をおかけしたことにつきましては大変申し訳なく、お詫び申し上げます。

その後の10月の資料公表後に改めて確認をしまして、当市は上限指針について整備済みであるということ、文部科学省に伝えまして、修正をしていただいたところでございます。

当市におきましては、規則のほかに、教員の働き方改善計画を策定し、着実に成果を上げているところでございます。

以上でございます。

○**教育長（岡田博史君）** 今教育部長のほうから答弁させていただきましたが、確認が漏れ、誤った回答ということにつきましては、その調査の文言において「規則等」ということが入っておりまして、その解釈の仕方がちょっと誤った解釈をしてしまったということがございまして、その関係で公表に至ってしまったという、そういう経緯がございます。

以上でございます。

○**9番（木下富雄君）** ただいまの御答弁で経緯の説明を聞きまして、安心いたしました。

文部科学大臣は省内の会合で、質の高い教員の確保のための環境整備に向けて、働き方改革、教員の処遇改善、そして学校指導運営体制の充実を一体的に、総合的に推進していくと述べました。また、文部科学省は、令和6年度から3年間を教員の働き方改革や処遇改善に関する集中改革期間としております。

そこで、改めて、未来ある子供たちのため、グローバル化と情報技術が進展する社会にあって、国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、確かな学力を育み、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を推進していくため、引き続き東大和の教育に関する大綱に沿って、当市における教員の働き方改革の推進を強く希望いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、この項は終わりにいたしまして、次の項の再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、都市農業の振興について伺います。

都市農業が持つ景観創出、交流創出、食育、教育、地産地消、環境保全、防災など、多面的機能の有効活用と安定的な継続ができるよう、環境の整備などを行うため、様々な支援をしていただいていると思います。

そこで、改めて、市内の農地の現状についての認識をお伺いさせていただきます。

○**産業振興課長（井上昌弘君）** 市内農地につきましては、まず市街化区域の農地面積では平成25年度に67万6,716平方メートルありましたが、令和4年度では54万2,624平方メートルと減少しております。

一方で、農業を継続するために相続税の納税猶予制度を活用している農地は平成25年度に16万224平方メートルありましたが、令和4年度では16万6,192平方メートルとなっており、この10年間で5,968平方メートル増加しております。

以上でございます。

○**9番（木下富雄君）** ただいまの御答弁で、納税猶予制度を利用して農業を継続しようとする方が増えつつあることがよく分かりました。

そこで、そうした意欲ある農業者が増えつつある中、市では農地を保全していく取組としてどのようなことに留意しているのかお聞かせください。

○産業振興課長（井上昌弘君） 市では、都内38区市町で構成される都市農地保全推進自治体協議会の会議に出席し、各自治体の農地保全の取組事例や情報などについて、J Aを通して農業者に情報共有を図っているところでもあります。

また、国や東京都からの支援策などについても、リーフレット等を配布するだけでなく、細かな内容についても情報提供するよう努め、様々な支援策の有効的な活用を推奨しているところでもあります。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

次に、御答弁の中で、農地保全に対する他市などの取組事例の研究や情報提供を行っているということが分かりましたが、そこで、農地保全に関する支援策の具体的な取組はどのようになっているのかお聞かせください。

○産業振興課長（井上昌弘君） 東京都の補助事業であります、未来に残す東京の農地プロジェクト補助金の活用により農地保全に努めております。

令和5年度の具体的な内容につきましては、農地の周りの住宅に土ぼこりが風で飛んでしまうことを防ぐ防砂・防じんフェンスを設置し、都市部ならではの周辺環境に配慮した農地保全のための支援を実施しているところでもあります。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 農地保全への取組状況につきましては、現時点の状況がよく分かりました。

次に、市内農家への支援策について何点かお伺いしたいと思います。

答弁いただいた内容で、未来に残す東京農地プロジェクト補助金の活用に関する説明がございました。農業に携わる上で環境整備はとても重要だと考えます。

そこで、ほかにもこうした市内農家への支援策があるのか、またその活用の予定についても併せてお伺いいたします。

○産業振興課長（井上昌弘君） 先ほど申し上げた、未来に残す東京の農地プロジェクト補助金は、農地保全に関する環境整備を対象としたものでありますが、農業施設の整備を対象とした東京都の事業で都市農業経営力強化事業費補助金があります。これは、ビニールハウスや、そのハウス内におけるコンピューター制御による養液栽培などの設備を含めた施設整備が対象となり、農業者の稼ぐ力を向上させるための補助となっております。令和5年度はこの補助金の申請はありませんが、制度に関心がある農業者から活用したいといった御相談を受けているところでもあります。

市といたしましても、こういった制度を活用しながら農業者への支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。ただいまの説明で農家個人へのアプローチは確認させていただきました。

市内には各種生産団体や組織などがあると思いますが、そちらへの支援策はどのようになっているのでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 団体や組織に対する支援ではありますが、令和5年度における補助金の申請はご

ざいませんが、これまでに団体等に補助を行った主なものとしたしましては、環境にやさしい農業推進事業補助金を東大和市土壤病害虫防除協議会に交付いたしました。こちらは、環境に優しい農業の確立を図ることを目的に農業用廃棄ビニールの回収及び処理を実施していただくとともに、無公害マルチフィルムの購入に対して補助を行ったところであります。

また、東京みどり農業協同組合東大和地区青壮年部に対しましては農業後継者育成事業補助金を交付いたしまして、農業後継者の育成を目的に行う研修会に係る経費の補助を行ってまいりました。

農業団体や組織に関しましても、意欲や活性化が図れるような支援に努めているところであります。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

地域の農業を維持していくためには、農業者自身が農業技術を向上させ、経営力を高めることとともに、もうかる農業を実践していかななくてはなりません。将来にわたって農地を維持していくためにも、そうした補助金の活用を進めていただき、市として、稼げる農業、もうかる農業を支援していただきたいと思います。

一方、問題となるのは労働力の件でございます。以前にも一般質問の中で、農業者の高齢化に伴う労働力の低下に対する対策に関して質問させていただきましたが、農業の維持に向けて大変重要な対策内容でございます。

そこで、現在の状況についてどのようになっているのか、また今後どのようにしていこうと考えているのかお伺いさせていただきます。

○産業振興課長（井上昌弘君） 労働力についてであります。農業後継者に係る支援策として、先進的農業の視察研修を実施するほか、農業者の高齢化、後継者の不在などから担い手不足となるケースもありますことから、直接的に労働力を補完すべく、援農ボランティアの派遣を実施しているところであります。援農ボランティアは、令和4年度実績で9人の登録があり、年間での派遣回数は24回で、延べ337人を派遣しております。

今後につきましては、現在の派遣先農家以外からも派遣に関する御相談を受けておりますことから、援農ボランティアの増員と育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 労働力の補完に当たって、援農ボランティアの皆様を育てていただいたりしていることがよく分かりました。労働力の補完は、東大和市の農業に限らず、農業に関する全国的に非常に大きい問題でございます。地域農業の維持に向けた取組として、ぜひともますます力を入れていってほしいと思います。

次に、当市は市街地に農産物直売所が点在し、周辺に多くの消費者を有する優位性がございます。生産の場と消費の場が接近していることは、当市農業の最大の強みとなっていると考えます。また、近年こうした直売所における若手農業者や女性農業者の活躍も目立ってきております。

そこで、この項の最後に、こうした実情を踏まえ、農家支援のさらなる充実を期待したいと考えますが、いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） さらなる支援の充実についてでございますが、当市の農産物直売所は、取れたての農産物、また旬のものを提供できるという強みがあると認識をしております。これを生かすために農産物直売所マップを作成いたしまして、市民の方に生産者の顔が見える新鮮な農産物をお買い求めいただけるようPRに努めているところでございます。

現在市内に43か所の直売所がございまして、そのうちの3割程度の直売所では、若手農業者、また女性農業

者が活躍していると認識をしております。

こうした中で、直売所に限らず、女性や若手農業者の活躍につながるような支援など、他市の先進的な事例を参考にいたしまして調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

ぜひとも東大和農業全体の底上げに結びつくよう、若手農業者、特に女性の農業者の支援に注力をしていただきまして、東大和市として特色のある農家支援を実現していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

この項はこれで終わりにさせていただきまして、最後の項へ移らせていただきます。

市長の御答弁の中で、管理している車両は80台とのことでございましたが、車種構成や電気自動車などの詳細についてはどのようにになっているのか詳しく教えてください。

○総務管財課長（関根 崇君） 庁用車の内訳についてですが、車種ですね。乗用車が8台、貨物車が9台、ショベルローダーなどの特殊車が2台、消防ポンプ車などの特殊用途車が12台、軽自動車が49台で合計80台となっております。

また、クリーンエネルギー車11台のうち、電気自動車は10台、プラグインハイブリッド車は1台であります。電気自動車10台の内訳は、乗用車が2台、軽自動車が8台であります。プラグインハイブリッド車1台は乗用車となっております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 詳しい説明ありがとうございます。

次に、最近では近隣市などでもリース形態で庁用車の管理をしているところが多いように伺っております。

当市における所有形態についてはどのような形になっているのかお聞かせください。

○総務管財課長（関根 崇君） 当市におきます所有形態につきましては、全て市所有となっております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） リース車両はないということでした。

リースと購入の比較検討はされているのでしょうか。されているのであれば、そのメリット、デメリットについてどのように認識しているのかお聞かせください。

○総務管財課長（関根 崇君） 車両の導入に際しまして、購入とリースの比較検討を行っております。

電気自動車を15年程度使用すると仮定して比較をいたしますと、購入には、合計の経費が少ない、また処分特に制限がないなどのメリットがございます。また、デメリットとしましては、老朽化に対応する必要があるということや、大規模修繕の場合の費用が発生するなどのデメリットもございます。

また、リースの場合には、定期的に車両を入れ替えることが可能であり、維持管理の効率がよいといったメリットがありますが、合計の経費が増となる、車両使用、処分に制限があるというデメリットもあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 先ほど近隣市でもリースの形態が多くなっていると申しましたが、例を挙げますと、世田谷区や入間市など先進的に取り組んでいる自治体におきましては、当然、脱炭素化を目指した中で、会社名でございますが、三菱商事や住友商事等の商社や東京ガス等の企業の提案したリース方式により庁車のEV化

を積極的に進めているということでございます。

今後も当市としましては購入を続けるという方向性のほうが強いのでしょうか。

○総務管財課長（関根 崇君） 現在におきましては、総合交付金などの財源を活用した購入というものを検討していく予定ではございますが、購入及びリースのメリット、デメリットを踏まえつつ、長期的な視点ではどのような形がよいのかということにつきまして調査研究してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 今後リース、車両購入、いかなる方法であれ、車両の更新を行っていくに当たり、電気自動車の割合が増えていくと考えますが、今後更新していく中で、今後の見込みについて教えてください。

○総務管財課長（関根 崇君） 現在庁用自動車80台のうち、消防ポンプ車など電動化対応ができない特殊車両や貨物車等が30台ほどございます。これらを除きました約50台につきまして、時期を捉えまして順次EV等へ更新していきたいというふうに考えておりますが、どの程度こういった車両へ更新するかにつきましては、状況を踏まえまして今後判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

次に、電気自動車につきましては、災害時に走る蓄電池として活用できると言われております。現状では、当市の車に関しましては可能となっているのでしょうか。

○総務管財課長（関根 崇君） 現在庁舎で管理しております電気自動車につきましては外部給電器を配備しておりまして、こちらにおいて災害時における電力供給が可能ということになっております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 外部給電器を用いることによるということを確認ができました。走る蓄電池として災害時のレジリエンスの強化にもつながれば心強く感じられます。

また、市長の答弁の中に電源の確保という部分があったかと思いますが、現在電気自動車の電源についてはどこから供給しているのか教えてください。

○総務管財課長（関根 崇君） 庁用車駐車場におきまして使用電源につきましては、現業棟施設の電源を利用しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 今後EV化が進んでいき、台数が増えていく予定とのことでしたが、災害時の電源確保についてはどのような検討がなされているのでしょうか。

○総務管財課長（関根 崇君） 災害時の電源確保等につきまして今後につきましては、太陽光などを活用した電源の確保について調査検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 今後太陽光などを活用した電源の確保を調査研究していき、庁用車への充電設備の拡充を行っていくとのことでしたが、それを踏まえ、そのほかに市民や来庁者の方々が充電できるような施設としての整備の設置は考えていただけるのでしょうか。

○総務管財課長（関根 崇君） 庁舎敷地内におきまして来庁者等への充電設備につきましては、国や都の動向を踏まえながら、今後調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

これまで庁用車についてのお尋ねしてまいりましたが、庁用車のEV化こそ、限られた地理的範囲での利用に限定されるため、航続距離は問題なく、その充電に当たっては、今後太陽光などを用いた発電を利用することでエネルギーの地産地消に結びつき、災害時のレジリエンスの強化となり、まさしく自治体における温室効果ガスの排出量の削減を図る施策の現実的な選択肢であると思います。

今後あらゆる側面の調査研究をしていただきながら、機能的なEV化に御尽力願いますようお願いを申し上げます。一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時34分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 関 綾子 君

○議長（東口正美君） 次に、4番、関 綾子議員を指名いたします。

[4番 関 綾子君 登壇]

○4番（関 綾子君） 議席番号4番、関 綾子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

こども基本法により、こどもの意見表明の機会とその尊重、こどもが社会活動に参画する機会の確保が明文化されました。こどもが自分の意見を表明したり、それが尊重されることは当然の権利でありながら、これまであまりにもその機会はつくられてきませんでした。こどもの意見を聴くことは、こどもの権利がそうであるように、年齢に応じた特別な配慮が必要であり、こどもならではの特別な取組として行わなければなりません。自治体でもこどもの意見を聴き、施策に反映させることが求められます。

そこで伺います。

1、子どもの意見を聴く取組について。

①子どもの意見聴取の必要性について。

ア、子どもの意見聴取について市の認識は。

イ、こども基本法に基づくこども計画の策定について。

ウ、子どもの意見聴取を計画にどのように取り入れるか。

②子どもの意見聴取の取組について。

ア、現状どのような取組をしているか。

イ、子どもの声を施策に反映させる取組はどのようなものがあるか。

ウ、子どもの意見聴取についての課題と、今後どのように進めていくのか。

③子どもの権利について。

ア、子どもの権利の周知がどの程度進んでいるか、市の認識について伺う。

イ、こども基本法、東京都こども基本条例の周知・啓発の取組について。

次に、2000年に始まった成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などによって判断能力が十分でなく、

一人で決めることに不安や心配がある人の財産管理や身上保護に対し、その人の意思を尊重した支援をする制度です。その意思決定支援をすることにより、障害や認知症があっても、その人らしい尊厳のある暮らしが地域で送れるという権利擁護のための重要な制度であり、高齢化が進む今後ますます必要となるものです。

しかしながら、その利用がなかなか進まず、2016年に成年後見制度利用促進法が成立し、また2022年には、様々な課題の解決に向け、第二期基本計画が定められています。

そこで、当市の取組について伺います。

2、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく取組について。

①成年後見制度の利用の現状について。

ア、当市での成年後見制度利用の現状は。

イ、成年後見制度の周知や、必要とする人への取組について。

②第6次東大和市地域福祉計画における地域連携ネットワークについて。

ア、市としてどのようなものを作ろうとしているか。

イ、現状どこまで進んでいるか。

ウ、設置することに係る課題について。

次に、東大和市は、水と緑の環境を持ち、多くの人がそれを市の魅力だと考えています。ところが、街路樹や公園では、木が切られたり枝が切り詰められ、豊かな緑とは言えない状況となっています。その管理について、市民の方からも疑問の声が多く聞かれます。

そこで、以下、伺います。

3、樹木の管理について。

①樹木の役割について。

ア、生活環境の中の樹木の役割についての認識は。

イ、当市での樹木の果たす役割の現状についての認識は。

②樹木の管理について。

ア、樹木管理の方針は、樹木の役割や持続可能であることを重視したものであるか。

イ、当市の樹木管理の課題について。

ウ、今後の樹木管理の計画があるか。

この場での質問は以上とし、再質問については自席にて行います。よろしく申し上げます。

[4 番 関 綾子君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、子どもの意見聴取についてであります。令和5年4月に施行されたこども基本法では、市がこどもに関する施策の策定に当たっては、施策の対象となるこどもなどの意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されております。

したがって、こども等の意見を反映するための意見聴取は、法に定められた必要な手続と認識しております。

次に、こども基本法に基づくこども計画の策定及びこどもの意見の反映についてであります。市では、法で求められている、市町村こども計画を東大和市子ども・子育て支援事業計画など5つの計画と併せて、次期東大和市子ども・子育て未来プランとして一体的に策定することとしております。計画の策定に当たっては、

子供や保護者の意見のほか、広く市民の意見が聴取できる環境を整えたいと考えております。

次に、子どもの意見を聴取する取組についてであります。市では、令和5年10月と12月に、市、東京都及び民間事業者との連携により、市内の小学生を対象に自分の住むまちについての意見を聴くなどの内容でこどもスマイルムーブメントを実施しました。

また、高校生等応援給付金の申請の際にスマートフォンを活用したアンケート調査を実施し、高校生等の意見を収集する予定としております。

次に、子どもの声を施策に反映させる取組についてであります。国においては、こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加できる新しい取組として、こども若者いけんぷらすが令和5年度から開始されています。

また、こども大綱の策定において、こどもや若者の意見募集の取組として、こども若者いけんの会、こども・若者パブリックコメントが実施されました。

東京都においては、チルドレンファーストの社会の実現に向けた取組の一環として、電子媒体を用いた、こどものメッセージボックスやこども都庁モニターなどが実施されています。

次に、子どもの意見聴取についての課題と今後についてであります。課題につきましては、子供が意見を言いやすい環境をつくり、子供たちのニーズや意見を広く聴取することであり、またそうした意見を施策に反映するための仕組みや場づくりを検討することであるとと考えております。

今後につきましては、こうした課題の解決に向けて、先進的な取組事例の情報を収集し、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利の認知度についてであります。子どもの権利につきましては、1989年に国連で採択された子どもの権利条約が子どもの普遍的な権利を保障するために定めた条約として世界的に知られています。

令和5年3月に公益財団法人日本財団が実施した、こども1万人意識調査の報告書によりますと、子どもの権利条約について詳しく知っている、または知っていると回答した子供は10%に満たないという結果でありました。

次に、こども基本法や東京都こども基本条例の周知・啓発の取組についてであります。国は、ホームページにおいて、こども基本法の概要等のほか、説明パンフレットや動画を通常版とやさしい版の2種類ずつで掲載しております。また、令和5年11月にこども基本法を知るためのシンポジウムが開催されました。

東京都では、東京都こども基本条例の内容を子供の年齢の発達段階に対応して分かりやすく伝えるためのハンドブックやハンドブックの紹介動画を作成し、ホームページで公開しております。

次に、市の成年後見制度の利用の現状についてであります。成年後見制度の所管は家庭裁判所であることから、市民の皆様の成年後見制度の利用状況につきましては、市では把握しておりません。

なお、社会福祉法人東大和市社会福祉協議会によりますと、各種の福祉相談において、成年後見制度に関する相談の件数は増加傾向にあるということでありました。

次に、成年後見制度の周知やその制度を必要とする人への取組についてであります。成年後見制度の周知については、市の委託により、東大和市社会福祉協議会が成年後見制度の推進機関として、制度の活用などについての広報活動や市民向けの講演会等を開催しております。

また、成年後見制度の利用を必要とする方に対しては、個別の相談に応ずるほか、必要に応じて弁護士等の法律の相談、専門家につないでおります。

なお、身寄りのない高齢者や障害者については、市長が職権で成年後見制度の利用を申し立てる場合もございます。

次に、市が構築しようとしている地域連携ネットワークについてであります。これは国が定めた権利擁護支援の地域連携ネットワークのことであり、中核機関を中心に協議会や支援のチームによって構成されるものであります。全国どの地域においても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするためのものであります。

次に、地域連携ネットワークの進捗についてであります。市の委託先である社会福祉法人東大和市社会福祉協議会が成年後見制度の推進機関となっており、制度に関する相談・支援などを行う、あんしん東大和を実施しております。

一方、そのほかの関係機関と連携するネットワークの構築までは至っておらず、課題となっております。

次に、地域連携ネットワークの設置に係る課題についてであります。地域連携ネットワークの設置には、事業者の連携関係の構築や中核機関の設置などの多くの取組が必要であります。そのためには、専任の担当者を置くなど、一定の財政負担が生じることとなります。市の財政状況を考慮しますと、これに対する国や東京都の財政援助が十分でないことが課題であります。

次に、生活環境の中での樹木の役割についてであります。樹木は、空気の浄化や土壌浸食の防止のほか、緑の確保、景観形成、夏の日差しの緩和、生物多様性の保全、人々への癒やしや憩いの提供などの役割を果たしているものと認識しております。

次に、本市における樹木の役割の現状についてであります。先ほどお答えした内容と同様の役割を果たしているものと認識しております。

次に、樹木管理の方針についてであります。現時点におきましては、市としての統一的な樹木管理の方針は定めておりませんが、本市における樹木の役割や状態などを踏まえながら樹木管理に取り組んでいるところであります。

次に、樹木管理の課題についてであります。樹木の老木化、大径木化、ナラ枯れなどに対応するため、計画的な更新、伐採などが必要であると認識しております。

次に、今後の樹木管理の計画についてであります。樹木の役割は様々でありますことから、統一的な樹木管理の計画を定める予定はありません。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○4番（関 綾子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、子どもの意見を聴く取組についてのところです。

子どもの意見聴取の必要性については、こども基本法に定められた必要な手続であるとの御答弁でした。

では、こどもの意見を聴くことの意義についてはどのように考えているのでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） 子供や若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながるなど、大きな意義があると考えております。

以上でございます。

- 4番（関 綾子君） では、子供の意見聴取の取組により、こういった効果が得られるとお考えでしょうか。
- 子育て支援課長（原 里美君） 市にとっては、子供や若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになると考えております。

以上でございます。

- 4番（関 綾子君） 子供の意見を聴く取組は、大人とは違う子供ならではの意義があります。だからこそ特別に取組が必要です。

12月1日にこども家庭庁の審議会から出されたこども大綱への答申でも、こどもの意見聴取の意義として、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることと、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる、ひいては民主主義の担い手の育成に資するといった、大きな2つの意義が挙げられています。先ほどの御答弁の中で挙げられた2つのことのおりだと思えます。子供が意見を表明することにより、自分を価値のある一人の人間であると思える、エンパワーメントされていくというとても重要な取組であります。

次に、市町村のこども計画についてです。

こども基本法にもあります市区町村のこども計画ですけれども、東大和市子ども・子育て未来プランとして一体的に策定されるという御答弁だったと思えます。

現在の東大和市子ども・子育て未来プランでも、その項目のそれぞれに子ども・若者計画に係るところにマークが示されているというようなつくりになっているかというふうに思います。

しかし、子ども・若者計画は子ども・若者の視点に立ったものであり、子育てを支援する子育て支援とは視点が違います。同じ計画の中ではできないのではないかと私は考えています。もし一体的に策定するというのも、中で独立した子ども・若者計画というふうになっていないと趣旨がずれてしまうのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

- 子育て支援課長（原 里美君） 市では、年内に公表予定とされているこども大綱に定められるこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、次期東大和市子ども・子育て未来プランを策定してまいります。

以上です。

- 4番（関 綾子君） ぜひ、子供・若者を主語とした計画になるようにお願いします。

そして、この計画に、子供の意見聴取の取組について入れていくことになるというふうに思うんですけれども、この計画にどのように取り入れるかのところでは、御答弁では、計画の策定に当たってのこととして、子供や保護者、また広く市民の意見が聴取できる環境を整えたいということでした。

まず、意見を聴取できる環境ですけれども、子供の意見を聴取できる環境としては、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。

- 子育て支援課長（原 里美君） 子供・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重するため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりとして、アンケートによる意見聴取の場合は、紙だけでなく、ウェブなどとの併用や、子供と直接対面による場合は、場の設定や雰囲気づくりなどを工夫する必要があると考えています。

以上です。

- 4番（関 綾子君） 子供の意見を聴くことについては、聴くその手法もそうですけれども、環境が大変重要

になります。

昨年の11月14日に内閣官房こども家庭庁設立準備室から、施策へのこどもの意見の反映に関する自治体向けのQ&Aというものが出されているんですけども、その中で、こどもの意見を聴くに当たっての留意点として、どのような理由で何を聴くのか、意見を聴くテーマに関する適切な情報などをこどもの年齢及び発達過程に応じこどもに事前に伝えることですか、こどもが意見を言いやすい雰囲気や、こどもの声を引き出すためファシリテーターやサポーターを活用することですか、あと積極的に意見を言えるこども、言いたいこどもだけではなく、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ、様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて多様なこどもの声を聴くこと、聴かれた意見がどう扱われたのかこどもにフィードバックをすることや、広く社会に発信していくことということが挙がっています。

それから、計画の策定に当たって、広く意見を聴取できる環境を整えたいということでしたけれども、その計画の中にこのこどもの意見聴取の取組をどのように盛り込むのかのところについても伺います。

こども基本法における全てのこどもについて、その年齢及び発達過程に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されることと、全てのこどもについて、その年齢及び発達過程に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることというこのところなんですけれども、子供・若者計画にはどのようにこれらのことが盛り込まれるのか、具体的にこどもの意見を聞く取組をどのように進めるのかということなんですけれども、それを計画にどのように盛り込むのかということをお聞きます。

○子育て支援課長（原 里美君） 子供や若者の社会参画、意見反映が形だけに終わることのないよう、子供や若者ととも社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための多様な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障するため、様々な工夫により、実効ある子供・若者施策がこども計画において必要になると考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） 意見を述べるだけでなく、意見を持つための支援もとても必要なことです。

先ほどのQ&Aにもありましたけれども、こどもに意見を聴くときに、まずはその事柄について分かりやすくこどもに情報提供すること、考える材料をこどもが理解できるように示すということが必要です。いろいろな事例ですとか資料なども参考にしながら、実効性のある子供・若者計画を策定してください。

それから、子供の意見を聴くのはどういった事柄についてを想定しているのでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） こども施策全般の策定・実施・評価に当たって、子供・若者の意見を幅広く聴取し反映させることが、全ての子供・若者が権利の主体としてひとしく健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現につながるものと考えております。

具体的な項目については今後検討してまいります。例を挙げますと、子供の心や体の状況や、子供の周りの環境を考えながら、子供の成長にとって大切な遊びを充実させること、ありのままにいられ、いろいろな人と一緒に勉強や体験をしながら安全に安心して過ごせる居場所を増やすこと、自分の体や心について正しく知ることができるようにし、悩みを相談しやすくしたりすることなどが想定できると考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） 子供の遊びですとか居場所、また心身の健康を守ることについて、子供が何を思い、何を求めているのか、子供自身に聴いていくというのは大切なことだと思います。

今言われていたのは本当に一例ということだと思いますけれども、こども基本法では、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を確保するというふうになっています。子供だけに関わる事柄ではなく、子供だって道路や公園を使いますし、公共施設を使います。ごみを捨てたり、環境の影響も受けます。また、財政など将来にわたる問題はまさに子供たちは当事者ということになります。市のあらゆる施策に子供の視点を取り入れていくという必要があるかと思います。先ほど別の議員の方からの質問でも同じことが取り上げられておまして、市の施策全般で子供の目線を取り入れるといった御答弁だったかと思います。

子供の意見を聴取することに関しても、市のあらゆる施策に関して子供の意見を聴いていくということを行われるのかというところをちょっとお願いします。

○子ども未来部長（志村明子君） 全ての子供・若者が権利の主体としてひとしく健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることのできる社会の実現に向けて、こども施策全般を行っていくことが必要であると考えております。そのためには、組織横断的に全般的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

○4番（関 綾子君） こども施策という言い方をすると、子供だけに関わることのように捉えられがちだと思いますが、あらゆることに子供が無関係ではないという視点を持って、子供の意見を聴くことに関してもあらゆることがその対象であるという視点で行っていただきたいと思います。

では、次のところに行きます。

現状の子どもの意見聴取の取組についてのところですか。

小学生を対象とした自分の住むまちについて意見を聴くワークショップですとか、高校生などへのアンケートを行う予定があるとのことでした。子供の声を施策に反映させる取組としては、国の、こども若者いけんぷらすですとか、都のこども都庁モニターなどが今挙げられていました。

本市では、子供の意見を反映させる取組はどのようなものがあるのか伺います。集めた意見を反映させるという仕組みはどのようなものがあるのでしょうか。先ほどのこどもスマイルムーブメントですとか、スマートフォンでいろいろな意見があったときに、その意見はその後どのようなようになるのでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） 市長答弁にもございましたとおり、子供の意見を聴取する取組として、アンケート調査やワークショップなどを実施します。集まった意見については、次期子ども・子育て未来プラン策定の基礎資料とするなど、子供に関する施策に反映してまいります。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） その子供の意見というのはどのぐらい実現するのでしょうか。

○子ども未来部長（志村明子君） 子供や若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら共に考えていく過程において、それらを施策にどのように、どの程度反映させていくかを決めていくものと考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。まさに対話をしていくということが本当に必要だというふうに思っています。

この子供の意見聴取は、子供の社会参画の取組です。自分の表明した意見がどうなったかということが重要なのではないかと考えています。

先ほども国の取組として、こども若者いけんぷらすということが出ましたけれども、こども家庭庁のホーム

ページに分かりやすくこれは載っているんですけども、聴いた意見の活用のプロセスや結果をこどもや若者の皆さんにフィードバックするというような項目が書かれています。単に実現したかどうかではなくて、自分の意見がどのように捉えられたのかといったことがなければ、きちんと意見を聴かれたということにはならないのではないかとこのように思います。このフィードバックもとても大切な部分だと思いますので、この部分もぜひ子供・若者計画に盛り込んでください。

しかしながら、現実的に出てきた意見を実現させていくというのは、そんなにたくさんのことが実現できるわけではないというのが現実だと思います。そんな中で、あらかじめ予算をつけておくという取組もあります。

例えば今年の9月ですけれども、立川市で「こどもとおとなのほなほあいin市議会議場」という取組がありました。今回で6回目ということなんですけれども、市民団体の「ウドラ夢たち基金」と共同で行っているということです。市議会議場で、やりたいこと、かなえたいことを企画した子供たちが提案をします。大人からの質問を受けて、そのやり取りの後、大人が審査をし、採択されると予算がついて実現するというものです。私もこの話合いを傍聴したんですけれども、大人と子供のやり取りの過程が何かとてもいいなと思いました。大人が先回りしてつくってしまうのではなくて、子供が計画を立てて、でも子供なので見通しが甘いところもいろいろあるわけなんですけれども、その話合いの場で大人がそういうところを指摘して、じゃそれをどうしていくのかということをお話していくというものです。すごくその過程がいいなというふうに思いました。

目に見えた形で実現するという意味では、こういったあらかじめ予算をつけた取組というのは現実的だなと思うんですけれども、こういう取組について当市ではいかがでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） 今おっしゃいましたとおり、子供の意見をこども施策に反映するための一つの方法として、あらかじめ一定額の予算を確保するという手法を導入している自治体があることは聞いております。

当市におきましては、現在そのような手法を導入する予定はありませんが、今後こども施策に子供の意見をどのように反映していくかの検討において参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 目に見えて実現するという取組ですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、課題のところです。

子供が意見を言いやすい環境をつくる、ニーズや意見を広く聴取する、政策に反映させることなどが課題だったと思います。

先ほども紹介いたしましたこどもの意見聴取のQ&Aですけれども、こちらに意見を聴く手法についてもいろいろと載っておりました。例えばこどもや若者を対象としたアンケートやパブリックコメントを実施する、こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など、直接意見を聴く場所ですとか仕組みをつくる、こども関連施設の訪問などの機会を活用したこどもや若者へのヒアリング、インタビューの実施、こどもたち自身の運営による情報共有と意見交換などの機会の設定などといったことが挙げられていました。

子供から意見を聞くときに重要なのが大人の役割です。このQ&Aにも書かれているんですけども、日頃からこどもと接している大人であること、でも学校の先生は学校でやらなきゃいけないことをしなきゃいけない場なので、学校の先生はそんなに適さないというような書かれ方がしてるんですけども、基本的人権に配慮する、基本的な配慮事項について大人が共有をしておくという必要があります。こういったファシリテーターとなる大人の育成も必要なところだというふうに思います。

先月、この東大和市でも、東京都の委託の子供の意見聴取の取組が行われました。やはり2人の大人の方がいらして、訓練されたファシリテーターの方なんですけれども、子供たちは日頃過ごしているような環境の中で、お菓子を食べながら自由に話せる環境をつくるというようなものでした。子供の声を引き出すということで、そういったリラックスできるとか、言っているんだよってというような場の雰囲気をつくるというようなことが大切なんだなというふうに感じました。今後令和6年にワークショップなど行われるということも先ほどの御答弁ではありました。環境と手法、そして大人の育成というところもぜひセットで進めていただきたいというふうに思います。

それから、具体的な取組としましては、先ほどのQ&Aにもありましたけれども、審議会や委員会などへのこどもの参画ということもあります。これが当市でできないかなというふうに思っているんですけれども、例えば今学校給食費の見直しが給食センター運営委員会に諮問されているかと思っておりますけれども、給食について子供たち自身がどう思っているのかなと、私はちょっと聞いてみたいなというふうに感じています。

子供に関わるそういった会議に子供が参加するというのは、当市ではいかがでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） こちらにつきましても、現在当市においてそのような事業を実施する予定はありませんが、今後こども施策に子供の意見を聴取する一つの方法として参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ぜひこれも検討していただきたいと思います。

都のこども基本条例とかこども基本法ができたことで、今急速に子供の意見を聴くということが社会的に言われるようになりました。でも、やはり一般の普通の大人たちの間にあまりその認識が進んでいないですし、またその手法というのか、実際にそれをやるのがとても難しいことであるということも言えると思います。

子供が一人の人間として尊重される、意見を聴かれるべき存在であるということについてもっと啓発をしていくことが必要だと思います。そういった啓発についての取組はいかがでしょうか。

○子ども未来部長（志村明子君） 子供一人一人が大切にされ、自分らしく生きられ、健やかに育っていける社会は、子供・若者はもちろん、社会全体が幸せになることにつながっていきますが、その前提となる子供・若者が権利の主体であることについて、子供・若者自身に知らせるとともに、まず大人が理解し、実行していただくための社会風土の醸成が重要であると認識しております。

以上です。

○4番（関 綾子君） 私たち大人は、子供時代に子供の権利ということをそんなに言われてなくて、自分たちがその権利を大切にされて育ったというわけではないので、そこがすごく難しいところだなというふうに考えるわけです。やはりなかなか社会に浸透していかないんですけれども、行政の取組とか、学校がそういうふうに変っていくということは、そういった社会風土をつくるにはとても有効なことではないかなというふうに思っています。

実際に子供の意見を聴くという施策を実施していくことと、その意見を尊重することという啓発、これを両輪でぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思います。

では、次のところに行きまして、子どもの権利についてです。

日本財団が実施した調査で、子どもの権利条約を知っている子供は10%にも満たないという結果だということです。日本でも子どもの権利条約を批准して30年近くたっているわけなんですけれども、社会に浸透していな

いってというのは肌で感じる場所です。

そんな中、市内の小・中学校では、子どもの権利条約ですとか権利についてどのように教えているのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本市では、東京都教育委員会が人権教育指導充実のために作成しております人権教育プログラムを活用して小・中学校における人権教育の推進を行っており、その人権教育プログラムに紹介されている実践事例の一つでありますけれども、例えば小学校第2学年の特別活動の中で、題材名、よりよい生活のために、子どもの権利条約として、学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとする態度を養うということを狙いとする事例がございます。

人権教育の視点としましては、子どもの権利条約の内容や意義を理解し、子供たちの生活と結びつけて考えることを通して、希望や目標を持ち、その実現に向けて日常の生活をよりよくしていこうとする態度を養うと。取組の概要としましては、例えば子どもの権利条約カードブック、これを通して子どもの権利条約について知る、また自分たちの身の回りにある権利等について見つけ、グループで意見交換を行う、学習の感想等をワークシートなどに記入するなどが挙げられております。

そのほかにも、現在市内で子どもの権利条約を踏まえた取組としまして、小・中学校について、学校の中でのルールづくりなどをはじめ、子供が意見を述べたり、他者との対話や講義を通して考えることを通じて、自分たちで今ある現状をよりよくしていく取組などを行っております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。子供の権利ですから、子どもの権利条約を用いている取組をされているということが分かりました。

ただ、学校の中でこういったことを行うときにどうしても、みんながよくなるようにしようということとか、こうしなきゃいけないということが先に来る傾向があるように私は感じています。まずはその一人一人に権利があって、あなたはそのままいいんだよ、あなたは嫌なことを大切にしていんだよ、あなたの言いたいことを言っていんだよというような、まずダイレクトなメッセージが初めにあるといいのかなというように今伺って思いました。具体的に、例えば子どもの権利条約などを見ていくと、具体的にその権利がどういうものであるか、自分がどういうことをしていいのかというようなことが具体的に書かれてありますし、そういったものを使ってぜひ子供たちにも伝えていってほしいと思います。

例えば小金井市ですけれども、市の公式ユーチューブで独自の子供の権利を子供に伝える動画というのを作ってまして、本当にダイレクトに子供の権利ということを伝えるというような形でぜひ今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、その権利、子供の権利を大人が理解しなければ守られないわけなので、その保護者ですとか大人に向けた子供の権利を啓発していくということについてはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（原 里美君） 市民の皆様が子供の権利について学ぶ機会としましては、東大和市子ども・子育て憲章の啓発等を実施しております。

今後につきましても、市内全体で関心を高めるために、子供や保護者のほか、広く市民に対する啓発を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 子ども・子育て憲章を使って啓発をしているということでした。先月の産業まつりでも

そういったブースがあって、子供の人権かるたなども置かれていたというふうに思います。この子ども・子育て憲章を紹介するハンドブックがあるかと思いますが、この後半のほうに子供の権利について具体的に書かれたつくりになっているかと思いますが。やはり具体的な子供の権利ということを伝えていくことが効果的だと思いますので、ぜひその具体的な部分を使って、大人や広く市民に今後も啓発を続けていただきたいというふうに思います。

では、次に行きまして、こども基本法と東京都のこども基本条例の啓発の取組などのところですが、東京都のこども基本条例、令和3年に施行されたものですが、これは紹介するハンドブックが作られています。年齢別になってまして、小学校の低学年向け、高学年向けと中高生向けというのと大人向けという4種類が作られていまして、それぞれの年齢の子供たちが編集委員となって作っていったというものです。英語版、中国語版、韓国語版ということで作られてまして、それを枚数を1人1枚配れるように作れなかったということなんです。それで都内の学校とか子供関連の施設に配られているというふうに聞いています。個人ではなくて、そういった施設に何部という形で配られているというふうに聞いています。こういったものは小・中学校で活用されているのでしょうか。

また、デジタル版ということでウェブ上で見られるものもあるんですけども、中学校では1人1台端末がありますけれども、その端末から見られるようになっているのかというところをお聞きします。

○子育て支援課長（原 里美君） 東京都こども基本条例ハンドブックにつきましては、令和5年7月に東京都から各学校に1種類ずつ2セット、子供に関する施設には1セットずつ配付されており、子供に関する施設においては閲覧用として設置をしているところです。

以上です。

○指導担当課長（菅野恭子君） まず東京都こども基本条例、これにつきましては先ほど御紹介いたしました教員に1人1冊配付されております人権教育プログラム、ここに掲載されており、その内容を踏まえながら各学校において人権教育の指導を行っているところであります。

なお、デジタルブックの1人1台端末からの閲覧につきましては、現在端末からアクセスして閲覧可能となっております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 教員向けの冊子に載っているということと、1人1台端末から見られるということですが、直接的に子供がこの条例の存在と内容というのを知る必要があると思います。当然大人が知っていることも必要ですけども、子供自身がこういう条例があるんだということを知る必要があると思うんですけども、1台端末からアクセスできるということなんです。直接そういうふうにこういうものがあるよとか、ここでそれが見れるんだよっていうような伝え方はされているのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 人権教育につきましては、教育課題として、市内の学校、児童・生徒の実態に応じて教科等の学習、あとは教育活動全体の中で子供たちとともに学んでいく内容になっております。

今年度につきましては、生活指導主任会でそのこども基本法というものが出たこと、そして生徒指導提要に書かれていることから、こういった考えを大事にしていくということを周知している段階です。

この東京都こども基本条例につきましても、ここに条例の全文ですとか、子供たちの端末からアクセスして確認ができる状況ということを改めて周知した後、また各学校、教育活動の状況に応じて教員等が活用できるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) まずはその子供自身がその存在を知って、そこを見れるっていうことをしていただきたいですし、しっかり活用して、これをただ閲覧できるということじゃなくて、活用して伝えていくことをしていただきたいと思います。法律ができるってのはすごい強いメッセージになると思います。これからの社会が子供の権利を大切に社会になっていくということなので、それをまず当事者である子供自身が本当にそれを知る権利があるかなというふうに思います。

それと同時に、大人も知ることが不可欠だと思うんですけども、この東京都の条例の編集委員のメンバーの女の子が言っていたんですけども、大人にも伝える必要がある、じゃどうやって伝えるのかというところで、保護者会で伝えたらいいと思うって言ってた子がいたんですけど、ぜひ本当に保護者会なんかでもそのハンドブックが、実物が学校には配られていると思いますので、保護者の皆さんにも伝えていってほしいと思います。

子供の意見を聴く、取り入れるということは、東大和市でもこれから進めていこうというところだと思います。ただ、特にこれまで日頃、そんなに意見を聴かれたりする経験が今の子供たちにはないわけなので、その意見を言ってもいいんだよということを実感できるようにまず伝えていくということが第一歩かなというふうに思います。ちゃんと子供の意見を聴いていくっていうのはとても手間もかかりますし、時間もかかります。いろいろ難しいことも多いと思いますが、いろんな事例ですとか資料があると思いますので、そういったことを参考に、実効性のある取組を進めていただきたいというふうに思います。

この項の再質問はおしまいいたします。

次に、成年後見制度利用促進のところです。こちらの再質問に移らせていただきます。

まず、当市の成年後見制度利用の現状についてですが、市では利用の状況は把握していないけれども、相談件数は増えているということでした。

成年後見制度の所管は家庭裁判所とのことでしたけれども、成年後見制度利用促進法では、市町村では、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることというふうになっています。

市として利用の状況を把握したり、高齢化でこれからさらに必要とする人が増えるということが考えられますので、その利用の見込みを予測して、今後の制度の運用ができる体制をつくっていくことが必要ではないでしょうか。

○福祉推進課長(山田茂人君) 今後も引き続き高齢化が進展することが見込まれますし、独居や認知症の高齢者の増加に伴いまして成年後見の申立ての増加が見込まれます。このため、成年後見人を必要とする人を予測し、支援制度を整備することの必要性は今後ますます高まっていくものと認識しております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 成年後見制度では、本人の意思を尊重して、権利を守る支援となることが必要です。誰もが最適な支援につながれるというために、その支援制度を整備する必要があるわけです。

次のところですけども、制度の周知や必要とする人への取組ですけども、これは社会福祉協議会が市から委託を受けて、広報活動、講演会の開催、また個別の相談などに応じているということでした。また、身寄りのない方については市長が利用を申し立てられるということでした。

では、実際に成年後見制度を利用するときには、どのような流れで利用することになるのか教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 通常は、本人において判断能力が著しく低下した場合や判断能力がなくなった場合に、親族が家庭裁判所に成年後見の審判を申し立てるものであります。しかしながら、このような申立てをする親族がない場合や、親族がいても知識がない場合などには、市の委託先である東大和市社会福祉協議会によるあんしん東大和におきまして相談を受けることが可能でございます。

このあんしん東大和には、社会福祉協議会の職員による相談のほか、弁護士、司法書士など、法律の専門職による専門相談もございまして、これらの相談で成年後見制度の利用がふさわしいと判断される場合は、家庭裁判所への申立てに移行するものであります。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 家庭裁判所に申立てをすることでこの制度が利用できるということですが、親族がいても、制度を理解してダイレクトに申し立てるといのはなかなか難しいことかなというふうに思います。相談ができる機関が必要ですし、申立てできる親族がない場合の市長が申立てするというのも、スムーズにそちらにつなげられるということが必要になります。そういった親族がないという方ですとか、親族がいても制度をよく知らずにいることも多いと思います。その制度を必要とする人を見つけて利用を勧めていくという仕組みはあるのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現在のところ、権利擁護の必要な方を発見して支援につなげるための専用の仕組みは構築されてはございません。

しかしながら、ケースワーカーが担当するケースが身寄りのない高齢者で、認知症により資産管理ができないなど権利擁護の必要があると判断した場合には、老人福祉法などの特別法に基づき、市長が成年後見人の申立てを行うことができるようになっております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 成年後見制度は、判断力が十分でない人が自分らしく生活できるための制度です。自分の判断で制度にアクセスできないということが特徴だと思います。周囲の人が気づいて制度につなげられるという仕組みが必要になるということです。そういった仕組みであるとか、またその御本人に最善の支援っていうことができるように、成年後見制度利用促進法に基づいて地域連携ネットワークの整備が求められています。

次のところに行きまして、この地域連携ネットワークですけれども、中核機関を中心に協議会や支援チームによって構成され、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるためのものであるという御答弁でした。

具体的にこの中核機関とはどのような機能があって、協議会や支援チームはどのような人で構成されるのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 国の基本計画によりますと、中核機関の具体的な機能につきましては、主に広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能がございます。また、成年後見制度の不正利用の防止効果もあると定められております。

協議会を構成する団体といたしましては、弁護士会、司法書士会などの法律専門職の団体、社会福祉協議会や社会福祉士会あるいは地域包括支援センターなどの福祉専門団体や福祉関係機関、民生委員、自治会などの地域関連団体、その他医療機関や金融機関団体など、幅広い団体が定められております。

また、支援のチームにつきましては、本人に身近な親族、福祉、医療、地域の関係者と後見人などが構成員として挙げられております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。

この地域連携ネットワークが整備されると、整備されない場合と比べて、成年後見制度を利用するのにどのような点が変わるのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 地域連携ネットワークが整備された場合につきましては、中核機関の設置により窓口で申立てに関わる書類作成事務が支援され、申立者は成年後見制度の申立手続きが行いやすくなります。また、司法に精通した専門家の参加によりまして、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討、専門的判断が行われます。この過程におきまして、家庭裁判所と中核機関との間で適切な後見人候補者選任のイメージが共有されることにより、適切な成年後見者等を選ぶことが可能となります。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 制度を利用するのに、事務的作業の負担が減ることで申立てがしやすくなるということです。それから、この制度の重要な部分であります本人にふさわしい利用の検討がされるということがとても大きいと思います。適切な後見人が選ばれるということがこの地域連携ネットワークの設置によって可能になるということかなと思います。

権利擁護事業では、いかに周囲の人が気づいて制度につなげるかということが重要です。例えばヘルパーさんが日常の中からちょっとおかしい契約などに気づいて、ケアマネさんに伝えて、そこから成年後見制度の利用の相談につながるといったように、周囲の人がこの制度を知っているということが重要だということです。そういう周囲の人が知ることで必要としている人を見つけるということになっていきます。

それでは、地域連携ネットワークの整備の現状ですけれども、どこまで進んでいるかというところでは、社会福祉協議会が今推進機関となっていて、相談支援を行うあんしん東大和を実施している、ネットワークの構築までは至っていないということでした。

推進機関であるあんしん東大和では、成年後見制度の利用に関して具体的にどのようなことを行っているのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） あんしん東大和で成年後見制度に関しまして具体的に実施している内容につきましては、まず相談業務を行っておりまして、新規相談と申立支援等相談支援でございます。また、後見人等のサポートを行っておりまして、内容につきましては、後見人等からの相談対応、情報提供、連絡会や学習会の実施でございます。

その他、市民や市内の支援者に対しての講座や、支援者等の困り事に対してアドバイスを行う専門職を含めた支援検討会議を毎月行いまして、また司法書士による専門相談や弁護士による福祉相談、それぞれ年に6回開催しております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 現状のあんしん東大和は、成年後見制度の利用の推進機関ということで今のようなことが行われているということでした。

地域連携ネットワークが既に整備されているその先進市では、これ利用者にとって使いやすくなるようなどういった取組がされているのか、分かっていることがあれば教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 当市において視察いたしました例えば清瀬市におきましては、令和4年4月に中核機関設置及び市民後見人養成事業、法人後見を開始いたしまして、令和5年4月に事例検討会を開始した

とのことでございます。協議会を年に4回開催し、法人後見事業検討委員会を年に2回実施しているとのことであります。また、制度の周知のための権利擁護セミナーを年5回行い、市民が聞いてみたいと思えるテーマを設定し、本人、親族、医療関係者等、対象者を絞ることにより集客につながっているとのことでございます。以上でございます。

○4番(関 綾子君) 利用する人が例えば申立てをするとか、相談をするとか、よりよい支援につながるといったような、利用している人が使いやすくなるような取組があれば教えてください。

○福祉推進課長(山田茂人君) 今の清瀬市の事例でございますが、中核機関の設置により、司令塔機能や事務局機能、進行管理機能、これらの機能によりまして、相談したい人からは、相談先を迷うことが少なくなったこと、また相談を受ける側からすると、関係機関を招集するなど積極的な対応が可能になったと伺っております。

また、周知啓発の面では、市民、福祉関係や金融機関向けのリーフレットの作成ほか、様々な方法でPRしたことによりまして相談件数も増加し、他機関からの相談や依頼が増えて、中核機関に求められる元気なうちから備える対応ができつつあると伺っております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) この成年後見制度はちょっと複雑な制度でありますし、関わる人がとても多いということも特徴だと思います。

そんな中で、この中核機関が設置されますと、そこに集約されてくるというか、使いやすくなっていくのかなというふうに今思いました。利用する人がまず迷わず制度につながれるということと、認知度が広がるというようなことがあるのかなというふうに思いました。

この成年後見制度は、判断力が弱くなってからですと、周囲の人が申し立てることによって利用が開始されますけれども、判断力が十分なうちに自分で後見人を選んで、代わりにしてもらいたいことを決めて契約しておくという任意成年後見制度というものもあります。今のお話で、清瀬市では元気なうちから備えるという対応ができつつあるということでしたので、これはとてもすばらしいことだなというふうに思います。

次のところに行きまして、地域連携ネットワークの設置の課題のところです。

財政的な課題があるとのことでした。国や都の財政援助が十分でないといったことだったんですけども、その国や都の助成というのは、具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。

○福祉推進課長(山田茂人君) 中核機関の設置につきましては、生活困窮者就労準備支援事業等補助金によりまして300万円の補助がございます。また、立ち上げ支援につきましては60万円の補助がございます、いずれも補助率は2分の1でございます。また、市民後見人養成事業、法人後見実施事業につきましては、いずれも地域福祉推進区市町村包括補助事業により、東京都から500万円を上限に2分の1の補助がございます。

ただし、これらの市民後見人養成事業や法人後見実施事業、この検討期間の初年度につきましては特定財源はございません。補助がつくのは2年目以降でございます。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 中核機関の設置には国からの2分の1の補助があるということでした。また、市民後見人の養成ですとか法人後見の実施にも東京都からの補助があるということです。現状では、社会福祉協議会のあんしん東大和の中で成年後見制度の推進機関として今当市では行ってるわけですが、中核機関を設置することで国の補助ももらえるのですから、できるだけ早く設置してほしいと思います。

それから、この計画の中に、第6次東大和市地域福祉計画ですけれども、地域連携ネットワークを整備することが入っています。これは令和8年までの計画ですので、あと2年ほどで整備することになると思うんですけれども、今後どのように進めていくのでしょうか。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） 地域連携ネットワークの整備でございますけれども、まず私どもは、先ほどから御答弁しているように、中核機関の立ち上げ、これが不可欠なものであるというふうに認識しております。この中核機関が立ち上がりますと、ここが事務局になりまして、司法や医療、それから福祉等の関係機関と連携した権利擁護の支援体制、これを構築することができるというふうに認識しております。

したがって、まずこの中核機関を立ち上げたいんですが、先ほど担当課長からの答弁にもありますように、国や都の財政援助が十分ではないということございまして、私どもとしては、委託先である社会福祉協議会との協議で、今の事務の処理の仕方をどこまで効率化して対応できるかどうか、それからもう一つ、国のほうが成年後見制度利用促進基本計画の第二期の計画期間に入りましたので、市町村の地域連携ネットワークづくりの支援もどのように充実強化していくのか、このあたりについて情報収集してまいりたいと、このように考えております。

このようにして中核機関の設立に努めまして、さらには課題となっている成年後見人への支援ですとか、あるいは成り手不足、こういった問題は法人後見ですとか市民後見という方法がございますけれども、こういった問題を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） 現状、社会福祉協議会のあんしん東大和の中で行っていることを見直しながらやっていくというのがまず今の状況ということだったんでしょうか。その中核機関を立ち上げるというのがこの計画の中で令和8年まで入っているという部分はちょっとどうなかっていうのをもう一回お願いします。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） 今のあんしん東大和は、医療や福祉や司法の関係機関を集めて組織化するところまではいってないということでございます。中核機関はまず司令塔機能を発揮しながら、ただいま申し上げたネットワークを構築する、そしてさらには支援の必要な人を発見して、支援チームが具体的な支援を図っていくと、こういう構造でございますので、今現在社協がやっているあんしん東大和の事務とはやはりレベルがちょっと違うということございまして、そういったところからなかなか事務が進まないというところがございまして、私どもとしてはこれを課題と認識して、常に前に進めるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。

この制度をきちんとやはり使えるようにするには、地域連携ネットワークの構築というものが必要なんだなというふうに思います。現実的にすぐにできるということではないようなことも今お聞きしましたけれども、ぜひなるべく早く構築できるように進めていただきたいと思います。

この必要な人がやはりこの制度につなげられないということですか、その人にとって最適な利用ができないということだとやはり意味がありませんので、この地域連携ネットワークの整備をできるだけ早く行えるようにお願いしたいと思います。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時49分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（関 綾子君） では、続きまして、3番の樹木の管理の再質問に移ります。

まず、生活環境の中の樹木の役割についての認識ですけれども、空気の浄化、土壌浸食の防止、景観の形成、夏の日差しの緩和、生物多様性の保全、人々への癒やしや憩いといったことがあるとの御答弁でした。そして、当市の樹木の果たす役割の現状の認識については、こういった役割が果たされているという認識であるとのことでした。

私は、家の近くに上仲原公園があります。昨年、突然木がたくさん切られていて驚きました。はっきり言って景観が変わってしまうほど伐採されていました。この樹木の伐採につきましては、令和4年度の決算審議の中でも、ナラ枯れ被害や巨木化、老木化した樹木を伐採したということは何度もお聞きしたところです。

一番感じるのは、夏の猛暑の中、日陰の少ない公園となってしまったという点です。町なかであって、夏は特に樹木の茂る公園はオアシスのようなものです。道路にいれば暑くても、土と木陰がある公園では、その暑さから逃れられます。エネルギーを使うエアコンなどを使わなくても、まちの中に涼める場所があるというのは大事なことだと思います。また、上仲原公園ではセミの幼虫がたくさんいまして、昨年の夏の夜、本当にそこらじゅうでセミが羽化しているのを私は見にいったんですけれども、でも木がすごく減ってしまったので、今年の夏はセミの羽化も本当に少なかったです。減っていました。樹木の伐採によって、生物の多様性も影響を受けているという状況が現にあります。

こういった上仲原公園の環境の変化について、どのように捉えていますでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 上仲原公園におけます樹木の伐採に伴う生物多様性への影響については、具体的には把握はしてございません。樹木の伐採によりまして日陰が減るということはあるとは思いますが、一方で、生物多様性への影響が大きいナラ枯れ被害の拡大を防止できることや、ナラ枯れ被害等による倒木の危険性を回避できるなど、適切な対応が図れているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ナラ枯れが発生していて切るというのは、ナラ枯れの対策としては適切な対応だと思います。でも、その公園の在り方として、ナラ枯れだけではなく、たくさん木が切られていますし、現在の上仲原公園の樹木の在り方として適切であるのかということなんですけれども、その点の認識を伺えますでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 先ほどの答弁でもございましたように、危険性を回避するということが大事な話であるということになりますので、木の在り方というのは、今後上仲原公園を全体で考えていく中で再度検討していくという必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 切る必要があるものを切るというのは確かにそのとおりだと思います。ただ、公園としてどういう在り方かというところをやっぱり考えていかなければならないなというふうに私は考えています。

それから、上仲原公園の東側のけやき通りですけれども、こちらでは街路樹が伐採されていますが、その伐採の理由を教えてください。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 昭和49年に歩道内に布設しました水道管を地震に強い管路に取り替えるため

の工事を東京都水道局が実施しております。その工事の際、水道管の布設替えをする際にケヤキの根が支障を来したため伐採したものであります。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 水道管の取替えのために切ったというのは、根が絡まってしまったというのは切った理由としては分かります。でも、その伐採によって樹木の役割として挙げられていましたその景観形成、人々への癒やしや憩いの提供というのはできていないという現状があるんじゃないでしょうか。

伐採以外にも、枝を切り詰められた街路樹を多く見かけます。夏の日差しの緩和の役割がますます重要になって、子供たちの登下校時の暑さ対策としても日陰が重要だというふうには私は考えますけれども、市として街路樹の現状をどのようにお考えでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 街路樹の役割につきましては、交通安全の確保、沿道環境の保全、景観向上等と認識しております。通行者の多い場所では、見通しの確保や交通安全への配慮を重視することが必要であると認識しております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 街路樹の役割として、夏の日差しの緩和も大変重要な役割だと思います。夏は、路面に直射日光が当たりますと照り返して周りも暑くなります。それで熱がこもって、夜になってもなかなか温度が下がらないという状況になります。直射日光が当たると、夏の路面温度は50度にもなるそうです。木陰ではその路面温度は20度も低くなる。50度ではなく、その20度も低くなるという調査もあります。すみません、これ30度ぐらいになるということですね、すみません、ちょっと分かりにくくて。このヒートアイランド現象というものが起こってしまっていて、相乗的に気温が上がっているというのが今の都市の状況だというふうに思います。

また、安全性ということもありましたけれども、街路樹では高い位置に葉を茂らすということで日陰ができるわけですが、その茂らせ方で見通しですとか交通安全に影響はないのかなというふうに思います。

当市では、地球温暖化対策の区域施策編というのがこれからつくられると思います。市全体でいろいろな自然的なですとか、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出、削減する計画をつくっていくということなんですけれども、そこを通る人にとって、日陰だから、日陰があれば暑さをしのげるということも大事ですし、それだけではなく、今切迫しているこの気候危機の状況を考えますと、温暖化対策としてできることは全てやらなきゃならないという現状にあります。

温暖化対策としての樹木の役割、これは私は街路樹にも大変その役割は高いと思っているんですけど、この点について伺えますでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 地球温暖化対策、CO₂の削減という意味で街路樹というのは非常に効果があるというふうには考えております。

現在、先ほどお話にありましたとおり、区域施策編のほうは来年度策定に向けて検討している、来年度から策定に向けた検討に入るというところで進めているところでございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ちょっと先に進みます。樹木の管理についてのところに進みます。

市として統一的な樹木の管理の方針はないということでした。私は、これまでのお話で、樹木の管理の行為として適切な伐採であっても、その樹木の在り方、その役割を果たせるかという点では適切ではないということではないかというふうに思っています。これは樹木の在り方についての方針が定まっていないからではない

かと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

例えば樹冠被覆率という指標があります。樹冠というのは樹木に冠と書いて、枝とか葉が茂っている部分のことなんですけれども、この樹冠が覆っている割合を指標とするというものです。第二次東大和市緑の基本計画では緑地の確保の目標を設けてはいますが、暑さですとか温暖化対策の面では、葉が茂って日差しを遮る範囲を増やすことが有効です。街路樹では、葉が茂って車道や歩道にどのぐらいの木陰を作っているのか、公園でも、低木ではなくて日陰を作るような高木を植えて枝ですとか葉を茂らせる、また学校の校庭でも一定範囲、日陰となるような場所ができるように高木を植えるという考え方を取り入れることについてはいかがでしょうか。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 街路樹につきましては、落ち葉が民家の雨どいに詰まって排水不全を引き起こすことや、雨水集水ますに詰まって道路冠水を引き起こす、電線に干渉し災害の誘因になるなど周辺環境への影響がありますことから、東京都の道路工事設計基準などに基きまして設計管理をしております。

以上でございます。

○**土木公園課長（廣瀬 裕君）** 公園等の樹木でございますけれども、その果たす役割を考慮しながら、公園の改修に合わせて樹木の在り方についても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**学校施設更新等担当課長（中橋 健君）** 学校敷地内の樹木につきましては、高木は、落葉時期の落ち葉や、また日陰による日照を妨げるなど近隣への影響がありますことから、一定の配慮が必要であると考えております。

また、高木を増やすことについては、学校ごとに周辺状況も踏まえて検討する必要があると認識しているところでございます。

以上です。

○**4番（関 綾子君）** 落ち葉ですとか日差しを、日照を妨げるといった問題もあるということでした。

先ほどの温暖化対策では、もうできることを全て今やる必要があるというお話をしましたけれども、どのぐらいそれを重要に捉えて行っていくかということになると思うんですけれども、いろいろな問題は起こると思うんですけど、それをどうやって折り合いをつけるか、何を樹木の役割として重きを置くかということであるというふうに思います。

それから、浸水対策の面から緑地の面積が重要になります。雨が降ったときに、建物とか道路の表面ですと伝わって排水溝から流れていきますけれども、近年の集中豪雨では、雨水を流し切れずに市内でも道路の冠水が起こっています。樹木などが生えている緑地がありますと、雨水が直接その地面に土壤に染み込みますので、その表面に流れていく、排水溝に表面を伝って流れていくという雨水を減らせるということになり、浸水の対策から、その観点から緑地の保全というのもぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、次のところに行きます。樹木の管理の課題のところです。

老木化、大径木化、これは巨木化ということかと思えますけれども、ナラ枯れなどに対応するため、計画的な更新と伐採が必要であるということでした。老木化、大径木化、巨木化したものを伐採しているということなんですけれども、どのぐらいのものが伐採の必要がある老木ですとか巨木なのかという基準はあるのでしょうか。どのように伐採の判断をしているのか、また現状伐採はほとんどしていると思うんですけれども、更新の部分がどれぐらいされているのか、これは街路樹と公園、そして校庭、それぞれについて教えてください。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 私から街路樹についてお答えをさせていただきます。

老木や大径木の判断基準であります。樹種や生育環境がそれぞれ異なることから、老木化の明確な基準はございません。

なお、市内の幹線道路の街路樹は、主に植樹から30年から40年を経過しているところです。

街路樹の大径木化の一般的な定義といたしましては、倒木の際に車線全てを塞ぐような高さを有するもの、または幹回りが90センチを超えるものと認識しております。

伐採、剪定の判断基準及び判断主体であります。外観上、明らかに枯損しているものについては市職員の目視により判断し、判断が難しいものについては樹木医などの専門家の意見などを踏まえ、総合的に判断しております。

伐採後の更新の有無であります。高木については更新しておりませんが、低木につきましては更新を実施しているところでございます。

以上でございます。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 公園等の樹木でございますけれども、老木化や大径木化の判断基準でございますけれども、当該の公園等におけます個々の樹木の役割や安全性について、樹木医などの専門家の意見などを踏まえ、総合的に判断してございます。

伐採、剪定の判断基準と判断主体でございますけれども、伐採につきましては、ナラ枯れ被害の状況や安全性等について、職員が樹木医などの専門家の意見を踏まえ、総合的に判断してございます。また、剪定でございますけれども、樹形が悪いものや公園外へ越境しているものなどを市の職員が目視により判断してございます。

伐採後の更新の有無でございますけれども、公園の改修に合わせて樹木を植樹したほか、狭山緑地においては、部分間伐を行うことによりまして萌芽更新や実生の発芽を促し、木の再生に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○学校施設更新等担当課長（中橋 健君） それでは、私からは学校施設内の樹木についてお答えいたします。

老木や大径木の判断基準でございますが、特に判断基準はございません。

次に、伐採、剪定の判断基準及び判断主体であります。枝が越境した場合や巨木化した場合に、学校や市の判断で行っているところでございます。そのほか、委託により樹木医などの専門家の判断を参考にする場合もございます。

次に、伐採後の更新の有無でございますが、基本的には更新はしておりませんが、学校の要望により苗木を植える場合もございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。

更新をして、街路樹では、高い木は植えていないけれども、低い木を植えているということですが、この高木と低木というのは役割が違うので、ちょっとこれは更新というふうにならないのかなというふうにも私は思うんですが、それからそれぞれがその都度、その状況に応じて判断をして伐採などをしているということですが、全体的な樹木の在り方ということがない中で、その都度の判断になっていきますと、たくさん切る必要があれば切ってしまうし、結果的にすごく木が少なくなるとか、枝が少なくて葉が茂らな

いというような、現状そういうことなんだと私は見てて感じます。

東大和市は緑豊かな環境がありまして、それが市の魅力であります。それを求めて移り住む人もいます。第二次東大和市緑の基本計画には、緑と水によるネットワークの形成ということが書かれています。先日の全員協議会での都市マスタープランの説明をいただきましたけれども、その将来都市構図という図があって、そこに街路樹ですとか緑道を結んだラインで緑のネットワークというふうに書かれていました。そういった現状はちょっと緑ではない部分も多いと思うんですけれども、本当にそれを緑のネットワークとしていくために、やはりどのように管理をしていくのかということが必要です。その木々があまり大切にされていないというのが正直な感想でして、その方針ですとか計画が必要なんではないかというふうに思います。

そこで、樹木の管理の計画についてですけれども、樹木の役割がそれぞれであり、統一的な樹木管理の計画を定める予定はないといった御答弁でした。

では、それぞれの樹木について、その役割と、それぞれの樹木の管理計画はどのようなものか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 樹木の役割につきましては先ほど御答弁をさせていただきましたが、交通安全の確保、沿道環境の保全、景観向上等と認識しております。

今後も街路樹の役割を考慮しながら、道路整備等に合わせて街路樹の在り方について検討し、街路樹の適正な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 公園の樹木でございますけれども、緑の確保、暑さ対策、生態系の保全、二酸化炭素の吸収など、多岐にわたると認識しております。

今後も公園等の樹木の役割を考慮しながら、公園改修に合わせて樹木の在り方についても検討し、公園等の適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○学校施設更新等担当課長（中橋 健君） 学校敷地内の樹木につきましては、景観的要素、また教材的要素等があると認識しております。

今後も学校の樹木の役割を考慮しながら、樹木の在り方についても検討を進め、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） 豊かな緑になっていくということが必要なことかなというふうに思います。今の管理のやり方で樹木が伐採されたり、枝が大幅に切られて景観が損なわれるっていうこの現状について、私は市民の方から戸惑いですとか反対の声を聞いています。樹木は生き物ですので、こんなに大幅に切られているということに人としての痛みをちょっと私は感じますし、多くの人もそうなんではないかなというふうに思います。

そういった声は多いと思うんですけれども、市として、そういった戸惑いですとか反対の声をどのように受け止めているのでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 街路樹につきましては、伐採や剪定に反対する意見があることは認識しておりますが、他方、市民の方々から、落ち葉等の際の早急な伐採や剪定要望も受けており、様々な御意見があると認識しております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 市民の方からはいろんな要望があると思います。感じ方とか状況が、様々な人がいるわ

けですから、当然いろんな声、要望があると思います。そういった声にその都度対応してるという現状だと思うんですけども、例えばそうすると担当者によって対応が変わるということかもしれないですし、一方は聞くけど一方は聞かないというようなことだと、なかなかそこに納得感が得られないのかなというふうに思います。そして、何よりも魅力的な木々になっていかないというふうに思います。

これまで、樹木の管理方法ですとか、管理計画が必要なのではないかとということで伺ってきました。東大和市として樹木管理の方針を定めるというのは、市内の樹木を同じ管理の仕方をしていくということではありません。初めのところで答弁されました景観形成、夏の日差しの緩和、人々への癒やしや憩いの提供といった役割を明確にして、その樹木の価値を高め、最大限に役割を發揮できるような東大和市の樹木のあるべき姿を定めるということなんです。その方針というのはそういうものだと思います。そして、その方針の下にそれぞれの管理計画を立てていけばいいのではないかとというふうに考えますけれども、東大和市の樹木の管理方針を定めることについて、市のお考えを伺います。

○まちづくり部長（金子秀之君） 樹木管理の方針の策定についてであります。市長答弁、またこれまでの担当課長からの話、答弁ありましたとおり、樹木の役割は様々でありますことから、現時点におきましては、市としての統一的な樹木管理の計画や方針を定める予定はございませんが、今後も引き続き街路樹や公園緑地、そして学校施設における樹木に関する情報などについて、必要に応じて関係部署間で共有しながら、適切な樹木管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 樹木の役割が様々ですけども、様々な役割だからこそというんでしょうか、いろんな役割があることを最大限に發揮できるような方針ということで、それぞれ例えば公園は公園、街路樹は街路樹と違うかもしれないんですけども、最大限にその役割を發揮できるという、この姿を定めるということが私は必要ではないかというふうに思っています。

樹木というのは大切な資源であります。一本の木でも価値を見いだして、適切に扱うことで大変な効果を發揮するものになります。でも、その価値を見いださなければ、木々はその役割を果たすことはできません。

私は、命ある木々がその都度、その都度、都合によってちょっと軽く扱われる、簡単に切られてしまうということを本当に残念に思っています。もっとその樹木という資源を大切に、価値を見いだす、生かすという取組を要望しまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、関 綾子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（東口正美君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党の上林真佐恵です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

1、学校給食について。

①給食の内容と学校給食費の見直しについて。

②学校給食費無償化についての検討状況と課題について。

2、不登校・ひきこもり支援について。

①令和5年第3回定例会以降の取組の進捗について。

②国や東京都の動向と当市の取組について。

③今後の課題について。

3、子どもの権利と豊かな学びを保障する学校環境と放課後の居場所について。

①小・中学校の統廃合計画の進捗と課題について。

②学校プールについて。

③放課後子ども教室について。

4、家庭廃棄物指定収集袋（家庭用ごみ袋）の減免制度（交付）について。

①現状と課題について。

5、市職員の働き方とジェンダー平等の実現について。

①現状に対する市の認識について。

②「勤務間インターバル宣言」と「女性の再就職応援宣言」を行った背景と取組の詳細について。

③今後の課題について。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、給食内容と学校給食費の見直しについてであります。令和5年9月27日に教育委員会が東大和市学校給食センター運営委員会へ当該事項について諮問し、現在は同運営委員会に設置された専門部会において検討を行っているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、学校給食費の無償化についてであります。学校給食の無償化を実施するには、安定して財源を確保することなど、課題の解決が困難でありますことから、検討には至っておりません。

次に、令和5年第3回市議会定例会以降のひきこもり支援に係る市の取組についてであります。ひきこもり実態調査につきましては、受託事業者を選定し、契約を締結したところであります。今後調査票の設問内容を定め、発送する予定であります。

また、他の自治体と連携してひきこもり状態から脱するきっかけをつかみたいと思っている女性が集い、ひきこもり経験者の体験談を聞くなど、交流する場を提供する事業も実施しております。

次に、不登校の児童・生徒に対する取組については、今年度から試行している校内サポートルームの取組や、1人1台端末を活用した新たな支援等によって効果が出ていると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、国や東京都の動向と市の取組についてであります。ひきこもり支援につきましては、国におきまして、ひきこもり支援に関するマニュアルの改定作業を、また東京都におきましては、ひきこもり支援プログラムの改定作業を行っており、市はこれらについて情報収集しているところであります。

不登校を含む子供の支援につきましては、国におきまして、現在、こどもの居場所づくりに関する指針の策定に向けて検討を進めているところであります。

また、東京都におきましては、孤立しがちな子供や保護者同士の交流の場を創出及び提供するため、子供の居場所創設事業を実施しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、今後の課題についてであります。ひきこもり支援の取組につきましては、今後の実態調査の結果を踏まえ、当事者の個々の実情に応じた支援体制の構築が課題であると認識しております。

不登校に対する取組につきましては、今年度試行している取組を踏まえ、今後課題の整理が必要と考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に小・中学校の再編計画の進捗と課題についてであります。第七小学校と第九小学校の統合による新校の建設に向けましては、工事費の精査に時間を要したことから、基本構想の策定時期を延伸するとともに、全体スケジュールを見直し、新校舎の開校時期を当初の計画から1年延期し、令和10年2学期にしたところであります。

学校施設の更新につきましては、財源確保のほか、市内の公共施設の更新も見据えた中で進めていくことが課題であるとと考えております。

次に、学校プールについてであります。水泳の授業は、水に親しむ楽しさと喜びなどを味わうことや、水の事故を未然に防ぐ力を育むことなどを目的に取り組んでいるところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、放課後子ども教室についてであります。市では、放課後における子供たちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を図るため、市内の全ての小学校で実施をしております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、家庭廃棄物処理手数料の減免制度における現状と課題についてであります。市では、生活保護受給世帯や75歳以上の方のみで構成されている非課税世帯の方等に対し、家庭廃棄物処理手数料を一定程度免除しております。

課題につきましては、高齢化の進展に伴う対象者の増加により、市財政の負担が増えることであると認識しております。

次に、職員の働き方とジェンダー平等についてであります。複雑・多様化する行政課題に対応し、時代に即したサービスを提供するためには、職員の人材育成や能力向上はもとより、公私ともに充実した基盤、すなわちワーク・ライフ・バランスの視点が欠かせないものであり、こうした取組は、男女が共に働きやすい環境をつくる上で重要であると認識しております。

次に、「勤務間インターバル宣言」と「女性の再就職応援宣言」を行った背景と取組の詳細についてであります。少子高齢化や人口減少が進展し、自治体間競争が進む中、当市がこれまで以上に魅力ある市となり、また選ばれる市となるためには、経営の視点が不可欠であります。

特に行政においては、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営の四大資源のうち、外的要因に左右されることなく、自分たちの努力によって最大限のパフォーマンスを上げられる経営資源は人材しかないと確信しているところであります。

今回の宣言により、心身ともに健康で創造力（Creativity）を高めてもらうこと、また働く意欲のある女性をはじめとした様々な人が組織に入ることによって新しい価値観が得られると考えております。

勤務間インターバルにつきましては、勤務の終業時刻と次の勤務の始業時刻の間に11時間以上の休息時間を設けるものであります。

女性の再就職応援につきましては、試験内容の見直しなどを行い、結婚、出産、育児、子育て、介護などに

より仕事を辞めざるを得なかった方々の再就職を積極的に応援するものであります。

次に、今後の課題についてであります。職員一人一人が働き方改革の社会的背景や働き方改革の必要性、全庁的に推進することの意義を正しく理解し、行政の慣習や固定概念に捉われず改革を進めていくことであると考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、給食内容と学校給食費の見直しについて御説明いたします。

学校給食食材料の価格高騰が続いている中、給食費で食材を調達することが困難となったため、令和5年9月22日の教育委員会におきまして、給食内容と学校給食費につきまして諮問を行うことを決定し、9月27日に開催した東大和市学校給食センター運営委員会に諮問いたしました。

その後は、東大和市学校給食センター運営委員会におきましては専門部会を設置して検討を進めているところであります。

次に、不登校支援についてであります。令和5年度4月から第五小学校、7月から第三中学校の校内に設置しております校内サポートルームの取組におきましては、一定の効果が出ていると設置校から報告が上がっております。

具体的には、小学校、中学校ともに校内サポートルームが設置されていることで、昨年度まで登校が難しいとされた児童が校内サポートルームに登校できるようになったことなど、設置していない学校と比較して長期欠席児童数の出現率が低くなりました。

また、2学期から段階的に不登校及び不登校傾向の児童・生徒の1人1台端末に導入しているAI教材につきましては、児童・生徒が自分のペースで活用できるとともに、個別指導に当たっていた指導員からも、個々の理解度に応じたきめ細かな指導ができるのでよいという報告が上がっております。

さらに、2学期から各校のスクールカウンセラーへ1人1台端末を配備し、オンラインでカウンセリングができる環境を整えたことで、保護者からは、仕事等で学校に赴く時間をつくるのが難しい場合でも、オンラインで面談できることはありがたいという声をいただいております。

次に、不登校を含む子供の支援に関する国や東京都の動向と市の取組についてであります。現在こども家庭庁におきまして、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、子供が生きていく上で居場所は不可欠であることから、こどもの居場所づくりに関する指針の策定に向けて、関係団体や子供・若者からヒアリングを行い、年内にも指針を取りまとめる予定であります。

また、東京都におきましては、子供の居場所創設事業として、学習支援や生活支援を通して、様々な事情を抱える子供と保護者に対して包括的な支援を行う区市町村に対し、補助金を交付しております。

市としましては、家庭や学校以外のよりよい居場所づくりのため、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、今後の課題についてであります。校内における不登校支援につきましては、新たな取組の成果と課題を整理し、引き続き全ての児童・生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業、学級が安定して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり、集団づくり、そして誰一人取り残さない教育の実現を目指してまいります。

また、学校外における支援に関しては、学校や家庭以外の居場所に対して市内ではどのようなニーズがあるのか、子供たちの声を的確に把握することだと考えております。

次に、学校プールについてであります。水泳の授業は、水に慣れて、水と親しむことから始まり、水泳運動系で求められる知識や技能を身につけることや、自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫するなど、思考力、判断力等を育むことを目的に行っております。また、水の事故から身を守るための安全確保につながる運動や着衣水泳を行うこともあるため、とても重要な教育活動であると考えております。

次に、放課後子ども教室についてであります。令和5年度は、市内の全ての小学校において放課後子ども教室を実施し、全学年の児童を受け入れているところであります。しかしながら、子供を見守るボランティアの体制が整わないことから、現在一時的に活動を休止している学校がございます。

ボランティアが充足していない学校におきましては、引き続き様々な機会を捉えて募集を行うとともに、令和4年度から開始しました市内の中学生によるボランティアについても、積極的に登録や参加を呼びかけてまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問を行います。

まず学校給食のところで、①の給食の内容と学校給食費の見直しのところですが、教育委員会が学校給食センター運営委員会に行った諮問の内容について、詳細を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 諮問の内容につきましては、学校給食の維持・向上に必要な給食の内容について検討し、そのために必要な学校給食費の見直しについて意見を求めますとしており、理由につきましては、昨今の物価上昇に伴い食材料費が高騰したことを受けまして、令和4年度及び令和5年度は、国からの交付金を活用し、市から学校給食会計に助成金を交付し、学校給食の質の維持に取り組んできました。

しかし、助成金がない場合には、保護者の皆様からいただく学校給食費で給食の提供を行うことが非常に困難な状況にあることから、学校給食において必要な栄養素の摂取量を確保し、質の維持・向上を図るため、学校給食の適切な内容についての検討と、それを提供するための学校給食費の見直しが必要であるためとしております。

また、見直しの結果、学校給食費の改定を行う場合は、令和6年4月1日に回答することを想定しております。

なお、諮問書につきましては、市の公式ホームページにも掲載をさせていただいております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私も、諮問も情報提供もいただきまして、それからこの委員会のときの議事録についてもホームページに上げていただいておりますので、読ませていただきました。

それを読みまして、また今の御答弁を伺って、つまり食材費の高騰分に対して国からの交付金がない場合には、市がその分を補填することはないという前提の下でそういう説明をされたら、そういう受止めをしてるんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食食材料の価格高騰に対して市が一般財源を使用して助成を行うことにつきましては、財源の確保など課題がございますことから、現時点では困難であると考えてございます。

引き続き、活用が可能な特定財源など、情報収集に努める必要があると認識しております。

助成金の在り方といたしましては、適正な給食費が定められた上で、その給食費に対しまして助成金が交付されることが望ましいものと認識しており、そういったことなども含めまして適正な給食内容と、そのために

必要な給食費につきまして諮問をした次第でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 少なくとも、この間については国の助成金を使って食材費高騰分が保護者負担の増にならないようにしていただいているというふうに理解をしています。

ただ、この議事録見ましても、食材費の高騰分の国からの交付金が今のところ見通しがないので、今の給食内容が、そこに市は補填はしないという前提の下で、今の給食内容が維持できなくなりますと、補填、その高騰分がなくなれば食材費も下がってしまうので、給食の内容が後退をするのか、もしくはその給食費の高騰分、今まで国の交付金を使ってした分を保護者負担にして、つまり給食費の値上げをするのかという、ある意味究極の選択を迫るものになっているというふうに受け止めています。

この検討部会、既に関わっているとしますので、その中での検討状況を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 検討部会での検討状況でございますが、令和5年9月27日に開催いたしました学校給食センター運営委員会におきまして専門部会を設置することを決定し、専門部会の開催につきましては、第1回を令和5年10月24日に、第2回を11月21日に開催をしたところでございます。

専門部会の中で出た意見でございますが、給食の内容につきましては現在提供されている給食内容で、お子さんたち、子供たちは喜んでいて。給食費につきましては、その内容を維持するために、給食費の改定は必要であるという御意見がございました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この検討部会についても議事録上げていただいておりますので、第1回については確認をさせていただきました。その後、第2回、第3回ぐらいまでやられているんですかね、ちょっとまだ議事録上がっていないみたいですので、またそれも確認させていただきたいんですが、給食内容、先日も給食試食会を開いていただきまして、大変おいしく頂きました。非常にいろいろ工夫がされていて、私、ニンジンケーキが本当においしくて感動したんですけど、買いたいぐらいおいしいなと思ったんですが、ニンジン、そういう食材、苦手な子が比較的多い食材だと思うんですが、味の癖がないようにだとか、すごく工夫がされていて、なかなかおうちでニンジン食べてくれないっていう悩み抱えてる方もいると思いますので、ああいう形でおいしく給食で提供していただいているって本当にありがたいことだなと思って、これまでも給食の質問はずっとしてきますけれども、給食内容、非常に、郷土料理だとか、民族料理だとか、いろんな工夫されて、よりよいものにしていただいているということで感謝申し上げたいんですけども、ただやっぱり保護者の方や先生方の中には、もっと内容を充実させてほしいという声も一方で届いていますし、給食の果たす役割はやっぱり大変大きいと思います。子供たちの学校生活の中でも給食の存在は非常に大きいと思いますし、給食を楽しみに学校に来てるっていう方もたくさんいらっしゃると思うんですね。

だからこそ、給食内容をもっと豊かにしてほしいというのは、これは本当に子供や保護者だけじゃなくて、先生方もそうですけども、本当に市民が、みんな誰もが、給食をいいものにできるならもっといいものにしてほしいって思っていると思うんですね。ですから、やっぱり今の内容よりも後退するっていうことをなかなかやっぱり選べないと私は思います。

ただ、やっぱり値上げになったときに、非常に保護者としては負担重くなりますので、それがどの程度の値上げになるか、今検討状況、小学生と中学生、どれぐらいになるのかそれぞれ伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在専門部会における現時点での案といたしましては、1食当たりの増額が

小学校低学年が40円、中学年が44円、高学年が45円、中学生が58円となっております。また、それを1か月当たりの分に直しますと、増額は小学1年生が670円、2年生が700円、中学年が770円、高学年が790円、中学生が970円となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） これは現在その交付金が充てられてる状況を維持するっていうことだと思うんですけども、例えば事例として、小学生低学年、高学年が2人それぞれいる世帯、それから小学生高学年と中学生、お二人の世帯、それから小学生2人、中学年、高学年とそれから中学生、全部で3人いる世帯、それから中学生が2人いる世帯では年間で幾らの値上げになるのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現時点での案での給食費改定額の試算についてでございますが、小学生低学年と高学年のお子さんが1人ずつの場合には、年額で1万6,390円の増額になります。また、小学生高学年と中学生のお子さんが1人ずつの場合には、年額で1万9,360円の増額になります。小学生の中学年と高学年、中学生のお子さんが1人ずつの3人の世帯の場合には、年額で2万7,830円の増額となります。中学生のお子さんが2人の世帯の場合には、年額で2万1,340円の増額となります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 我々、2人目半額、3人目無償化ってこともこれまで言っていますが、今そういう仕組みがないので、給食費については、仕組みとしては子供を産めば産むほど負担が重くなるっていう、残念ながらそういう仕組みになっていると思います。少子化ということを考えても非常に逆行してるなというふうに思うんですけども、今後のスケジュールについても伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 今後の検討のスケジュールについてでございますが、令和5年12月8日に第3回の専門部会を開催し、12月19日に給食センター運営委員会を開催、答申内容を決定しまして、12月下旬に開催を予定している教育委員会定例会におきまして答申を行う予定でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もう今年中に答申内容が決まって、下旬には答申を行う、非常に拙速なスケジュールではないかなというふうに思います。

先ほども言ったんですけども、やっぱり保護者の検討部会っていうだけではなくて、幅広い保護者の方や、また市民の方、意見を聞くっていう、それで市民的な議論をして進めていくってことが必要だと思いますが、そのことについての御認識を伺います。

○教育部長（小俣 学君） 現在の給食内容を維持する場合には給食費の改定が必要となりますが、専門部会での皆さんの意見では、分かりやすい説明資料を作成して配布するなど丁寧に対応すれば、保護者の方にも御理解いただけるんじゃないかという御意見もいただいているところでございます。そのことから、今後その周知の際に、御意見等ございましたら伺えるものと考えております。

また、市民の方につきましては、今後市報や教育委員会だより、ホームページ等で周知を行いまして、その中で御意見を伺えればと、そのように考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 検討部会の資料も見させていただきましたけれども、具体的に今食材高騰分のそれがなくなると、スイカが一個なくなる、デザートがなくなるとか、かなり具体的に栄養士の方から示されていて、やはりそれを見せられて、値上げ困るけど、給食費、後退致し方なしと思う方はやっぱり本当少ないと思うん

ですね。給食は本当に豊かにしてほしいって誰もが思ってますし、だけでもこれだけの値上げってやっぱり大変重いと思います。先ほど聞いた事例は全て私知ってる方、実際に知ってる方の御家庭で聞いたんですけども、やはり本当にこの市民の方から多く意見を聞いて、周知ということで、先ほど周知のタイミングで御意見を聞くってことも御答弁あったんですけども、ぜひ本当に、早く拙速に決めずに、意見を聞いて議論を進めていただきたいというふうに思います。

それから、来年度の地方創生臨時交付金や重点支援地方交付金について、見直しなど、現在分かっていたら教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 重点支援地方交付金につきましては、まだ詳細が不明であるため、現時点におきましては予定してございません。

交付金の活用につきましては随時確認をしまして、可能であればその活用を検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先ほど検討部会の議事録を見せていただきましたら、中には、値上げ致し方なしという意見と一緒に併せて、やっぱりもうちょっと市と国で何とかしてもらえないのか、頑張ってもらえないのかっていう、そういう意見もあったように思っています。

私としては、やはり少なくともこの国の交付金、今見直し分からないということですけども、これが本当にならなくなってしまったときに、やはりこの高騰分については、市が補填をして、今の給食内容を少なくとも維持してほしいと思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在国の交付金を活用して実施しております給食会計への助成金であります。令和5年度分は約5,000万円となっておりますが、来年度、これを市の一般財源で予算確保することは、財政状況からなかなか厳しいものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひここはそれやっていただきたいということで、要望をしておきます。

それから、今の仕組みは、かかった食材費をそのまま保護者が負担する、連動するっていうふうになっていきますので、どうしても給食内容をよりよくしていこうと思うと保護者負担が重くなるって、そういうふうになってしまっています。

やはりこの保護者負担を軽減しながら、給食内容もよりよく、もっと豊かにしていくというためには、私は食材費ということと保護者負担を切り離して考えるほかにないと思うんですが、その点の御認識を伺います。

○教育部長（小俣 学君） 給食をよりよくしながら保護者の負担を減らす方法につきましては、給食費の補助のみではなく、子供たちが喜んで食べてくれるように、食材納品業者からの食材情報を活用した安価でおいしい食材の使用が考えられるところでございますが、今年度におきましては、補助金を活用した米粉を使用したパンやホタテ貝柱の無償提供事業を活用した献立を検討するなど、保護者の方の負担軽減に努めているところでございます。

繰り返しにはなりますけども、当市におきましては、学校給食法に基づきまして学校給食の提供を実施しており、学校給食法の第11条におきまして、原則といたしまして、給食食材料については保護者の負担とする旨、規定をされておりますことから、そのように実施をしてくれているところでございます。

食材料費と保護者負担を切り離すということに関しましては、学校給食費の無償化と捉えますけども、当市

におきましては安定して財源を確保することなど課題の解決が難しいということから、そのような議論、検討には至っていないということでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今学校給食法11条ということで御答弁もありましたけれども、そういう原則がありつつも、この間、地方創生交付金を使って保護者負担軽減するために、本当に全国、かなり多くの、ほとんどのところでそういう保護者負担軽減のための補助金入れたってこともありますし、別に11条、保護者負担を軽減、無償化することを禁止してるものではないということも以前に御答弁いただいておりますので、そういうことではないのかなと思っているんですけども、次の学校給食費無償化の検討状況というところに入りますけれども、財源問題ってということのかなというふうに、この間の答弁でもそういう受止めをしています。

市も無償化自体は必要だという、そういう認識持ってらっしゃると思いますので、市長会、教育長会での御要望の内容についてお伺いします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 市長会及び教育長会からの要望の内容についてでございますが、令和6年度東京都予算編成に対する要望書を提出してございます。

その内容は、いずれも同様の内容となっておりますが、学校給食無償化へ向けた補助制度の創設といたしまして、児童・生徒及び保護者が居住する自治体によって大きな教育格差を感じることがないように国や都による広域的な対応が必要であることから、給食費の全額補助が市町村の財源負担なく実現するよう国に働きかけること、またその実現までの間は都において補助制度を創設するなどの財政支援を行うことという内容になってございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当にこの間、報道とかでもありますけれども、都内でも給食無償化の動き、急速に広がってまして、23区では来年度からの実施も含めて全ての区がそういうことをやるということを表明していますし、市部でも広がりつつあるという中で、新たな多摩格差ということも東京都では言われているわけです。私どもとしても、もちろんやっぱり全国一律、国がやるべきだっていうふうには思っています。

ただ、自治体が先行することによってこれまで様々な制度を動かしてきたという実績もありますので、その自治体が先行することの意義をどのように御認識されてるのか伺います。

○教育部長（小俣 学君） 給食費の無償化を自治体が先行して行う意義についてであります。仮に今後国において無償化が実施されることとなった場合は、それまでの間、先行して行うことにより、保護者の皆様にとりましては給食費の負担がより早くなくなるわけでございますから、家計への負担もより早く軽減されることになるというふうに認識しております。

しかしながら、当市では安定して財源を確保することなどが難しい、困難な状況でありますことから、引き続き国や東京都へ要望することで対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） この間の動きとしては、18歳子供の医療費なんかでは本当にこれまで自治体が独自に努力をしていたことが東京都を動かしたと、そういうことがあったというふうに思います。

国においても、小学生から18歳未満への医療費助成、これを独自に行う自治体へのペナルティーを持っていただけですけども、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を、それをついに廃止をするという、そういう方針も示されまして、やはり自治体が努力すれば、大変だと思うんですけども、そのことには大きな意義があ

るというふうに考えています。

財源ということなんですけれども、東京都教育委員会が地方教育費調査報告書というのを出していますけれども、その中の使途別園児・児童・生徒1人当たり支出額ってあるんですけれども、これ小学生、中学生でそれぞれ全体の金額、それから支部の金額、東大和市の金額、それぞれ教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 東京都のホームページにございます令和3会計年度の東京都の地方教育費調査報告書における児童・生徒1人当たりの支出額、これは消費的支出、資本的支出、債務償還費の総額についてでございますが、小学校は東京都が111万1,799円、市の平均が42万1,092円、東大和市が29万5,795円、中学校は東京都が141万5,928円、市の平均が57万1,456円、東大和市が31万3,067円となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） こういう比較で見ても、1人当たりの支出、もうちょっとあってもいいんじゃないかなというふうに思っています。もちろん財源ということなので、簡単なことではないとは思いますが、この項最後になりますが、少なくともこの今の値上げの検討、値上げは行わない、内容も後退させないということで、やはり市がその分補填をしていただくということを改めて要望したいというふうに思います。

それからやはり、給食無償化、本当に大きな財源かかるってことは理解していますので、この間会派として要求してきた、まずは2人目は半額にして、3人目無償化にするって、そういう部分的な補助からでも導入しながら、無償化の検討を進めていっていただきたいということを要望します。

○議長（東口正美君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時51分 延会